

令和6年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和6年6月19日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	6月19日午前9時0分宣告（第3日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 10 番 山 田 仁 樹 11 番 森 田 勝 12 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	9 番 井 戸 太 郎		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 こ だ も 支 援 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 健 康 保 険 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事 西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 木 崎 広 親 東 川 美 和 西 岡 直 美 松 本 浩 至 田 中 伸 明 酒 井 智 志 石 見 幹 子 島 野 千 洋		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査 浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 6 年 第 3 回 （ 6 月 ）

平群町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 9 日（水）

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	1 1 番	森田 勝	1 旧西小学校を売却して、町財政を健全化すべき では 2 クーリングシェルター（暑熱避難施設）の設置 を 3 町施設の蛍光灯照明器具をＬＥＤ照明に取替を 4 櫟原メガソーラー建設工事の進捗状況について
7	3 番	岩崎 真滋	1 給水タンクについて 2 带状疱疹ワクチン接種の助成金について 3 倒木について
8	5 番	山本 隆史	1 迷惑駐車のない安全なまちづくり
9	2 番	須藤 啓二	1 樺台水路の安全性について
1 0	1 番	関 順子	1 平群町の熱中症対策について 2 平群町の人口減少への対策について 3 気象防災アドバイザーの活用について

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 3 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は 10 名の議員から提出されており、昨日に 5 名の議員の一般質問が終わっております。本日は 5 名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号 6 番、議席番号 11 番、森田議員の質問を許可いたします。
森田議員。

○ 11 番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、通告どおり大きく 4 点質問いたします。町長をはじめ職員の皆様には質問に真摯に向かい合っていただくことを冒頭をお願いいたしまして、質問に入ります。よろしく願いいたします。

最初の大きい 1 点目は、旧西小学校を売却して、町財政を健全化すべきではについて質問いたします。

西小学校は 2014 年に東小学校と統合になり、新しく平群小学校が開校された結果、西小学校は閉鎖、廃校になりました。その跡地の利用については、住民にパブリックコメントを求め、いろいろ検討されたようですが、町として利用する見込みがないと判断され、賃貸先の公募を行い、応募があった一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会に内定して、議会には賃料は幾らとか、契約がいつ頃できるとかの説明を受けてましたが、結局のところ、契約に至らなかったことは残念であります。

平群町は、奈良県から財政状況が非常に悪いと判断され、財政重症警報が出ていることから、西小学校を早く売却して財政を改善し、町財政を早く立て直さなければと考えて、3 点質問いたします。

1 点目は、旧西小学校の利活用などに使ったお金のことについてお尋ねします。何と何に幾ら使って、その財源内訳はどうなっているのでしょうか。

2点目は、日本建築あと施工アンカー協会と賃貸契約が成立しなかった経緯、最大のポイントは何だったのでしょうか、お尋ねします。

3点目は、売却推進状況がいかになっているのかお尋ねいたします。町が所有すると管理にお金がかかり、売却すると、逆に町に固定資産税が入り、または賃料が入るわけであります。

大きい2点目は、クーリングシェルター、暑熱避難施設設置について質問いたします。

近年、気候変動等の影響により、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移しています。この状況を踏まえて、環境省と気象庁が共同で、2021年、関東甲信の1都8県を対象として、熱中症警戒アラートの試行を行い、2021年から本格運用をして、熱中症への警戒を呼びかけてまいりました。

昨年、気候変動適応法が改正され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられ、熱中症警戒アラートより深刻な健康被害が発生し得る場合に備えて、一段上の熱中症特別警戒アラートを創設しました。

環境省と気象庁は、同法に基づき、熱中症警戒アラートに加え、気温が高くなり、熱中症による健康に対する重大な被害が発生するおそれがある場合は、新たに熱中症特別警戒アラートを発表することになっており、今年の4月24日から運用が開始されました。

熱中症警戒アラートは、湿度、日射、輻射などの周辺環境、気温によって計算された暑さ指数が33以上になったと予想される場合は、前日の午後5時または当日の午前5時に発表されることになっており、また、熱中症特別警戒アラートは、暑さ指数が35以上になると予想される場合は、前日の午後2時に発表されることになっております。熱中症特別警戒アラートが発令されたときは、熱中症による健康被害を未然に防止するためクーリングシェルターを指定することになっており、市町村、すなわち平群町は住民生活を支える重要な役割を担っていることから、熱中症対策を強化するため、クーリングシェルターを設置すべきではないかと考えております。なお、奈良県では、お隣の斑鳩町や田原本町、奈良市、香芝市、橿原市などでは既に設置されておるようであります。

大きい3点目は、町施設の蛍光灯照明器具をLED照明に取替をについて質問します。

国際条例で水銀を使用する照明器具、蛍光灯の製造、輸出入は2027年で禁止されることになっております。その後も使用し続けることができますが、交換用の蛍光灯の入手が難しくなると思われます。また、地球温暖化対策の観

点からも、蛍光灯照明をＬＥＤ照明に取替えを推進することが急務ではないかと考えます。

町施設の事務所や会議室、学校教室などの照明器具は直管蛍光灯を使用しているのではないかと思います。蛍光灯からＬＥＤに取り替えることで消費電力が抑えられ、電気料金の節減になるわけで、気候変動対策、地球温暖化対策の観点からも有効ではないかと考えています。

国内では照明器具そのものを製造してるところはありませんが、蛍光灯は交換用として現在も作られており、昨年末には、パナソニックは８０％、東芝ライテックは９０％価格を引き上げたようであります。そこで２点質問します。

１点目は、町のＬＥＤ化の取組状況についてお尋ねします。自治会の防犯灯を蛍光灯からＬＥＤに取替えについては、積極的に進めていただいたようですが、その後のＬＥＤ切替えの推進状況はどのようになっているのでしょうか。

２点目は、県、国などからの補助金の有無についてお尋ねします。町の厳しい財政状況から、ＬＥＤ化を推進するためには、国、県などの補助金の有無によるところが大きいと思われます。そこで、ＬＥＤに切替えする場合の国、県の補助金はどうなっているのでしょうか。

なお、平成２０年４月１１日に閣議決定された地球温暖化対策計画によりますと、２０３０年時点でＬＥＤ照明の１００％普及を目標とする計画になっておるようであります。

大きく４点目です。櫛原メガソーラー建設工事の進捗状況についてお尋ねします。

櫛原地区で進められていますメガソーラー建設工事は、紆余曲折の末、事業者の協栄ソーラーステーションが令和５年２月２４日付で奈良県から林地開発変更許可を受けて工事を進めております。フラワーロードを車で走って当該地を見ると、造成工事や調整池の工事が相当進んでおるように見受けられます。住民の方からは、反対する会のビラの情報しか入らないので、住民の方から工事進捗状況はどのようになっているのか説明を求められていることから、３点質問いたします。

１点目は、本体工事の進捗状況についてお尋ねします。昨年末の私の一般質問で、工事用仮設道路の築造中で調整池を含む造成工事に２年から２年半、ソーラーパネル設置に１年かかり、完成まで３年かかると説明を受けました。現在の進捗状況を詳しく説明いただけませんか。あわせて、今後の予定につきましてもお尋ねします。

２点目は、送電工事についてお尋ねします。これも以前の私の一般質問で、

ソーラー発電所から関電梨本変電所までの送電線自営線ルートは、町道緑ヶ丘循環道路まで地下埋設で来て、西向地区は町道埋設を取りやめ、民有地を地上架線で関電梨本変電所まで持っていくと説明を受けておりましたが、最終的にルートは決定したのでしょうか。

3点目は、住民訴訟についてお尋ねします。住民の方から、2021年3月、事業者の協栄ソーラーステーションに対して一時工事差止めを求める訴訟、また、昨年の8月に許可権者の奈良県に対して工事許可の無効を求める訴訟が出ているようですが、現在の状況がどのようなになっているのでしょうか。答弁のできる範囲、お答えいただきたいと思います。

以上4点が私の一般質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、森田議員の1項目め、旧平群西小学校を売却して、町財政を健全化すべきではの御質問にお答えいたします。

1点目の旧西小学校跡地の利活用に使った費用及び財源内訳ですが、平成27年度に跡地利用計画の検討業務を委託で実施しております。その費用につきましては348万8,400円で、全額一般財源でございます。

2点目の一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会と賃貸借契約が成立しなかった経緯でございますが、第1に、ほかの用途での跡地利用となることから、市街化調整区域での既存建築物の再活用のため、都市計画法に基づく許可が必要となっております。同協会との契約前の打合せで増築を伴う用途変更であったことから、その際の課題としまして、旧西小学校の敷地を形成する擁壁の多くが旧宅地造成等規制法の技術基準を満たしていないため、擁壁等の補修、再築造及び安全性の確認が必要となりました。

さらに、用途変更により現行法に適合させるための改修工事費用も見込まれました。それらの工事等には、町、協会、どちらが負担するにしても多額の費用と時間を要することなどの理由から、協会側が跡地利用を断念され、成立に至りませんでした。

3点目の現在の賃貸借、売却の進捗状況ですが、令和6年2月に民間事業者1件から利活用の申出があり、現地の視察を行っております。現在はその動向を注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

財源内訳の話が出なかったなと思うんですけども、今、350万円を使ったということがよく分かりました。誠に失礼ですがですね、結果として無駄金ではなかったかな、失礼ですがそう思います、私は。そのことを申し上げて再質問させていただきます。

敷地の安全性、擁壁で確保できなかったということなんですけどね、これ、以前も確認申請受けてるわけじゃないですか。なぜそんなことが起こったんですか。当時の申請が虚偽の申請をしておったのじゃないかというふうに思われるんですけども、それがどうかということ。

もう一つは、これは言いにくいんですけども、建築基準法の7条の2の交付を受けてないことも一つの大きな問題じゃないですか。敷地の問題と交付を受けてないということが一番問題じゃないかと思うんですよね。

それとですね、新規貸出しのことについては答弁がなかったんで、もう一度それはお答えください。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

先ほどの348万円の財源内訳は全額一般財源というふうなことでお答えさせていただきます。

そしてまた、擁壁の件でございますが、本来こちらのほうにつきましては、昭和38年とか48年とか、長い経緯の中で、現在、西小学校の運動場が拡大されたときにですね、県道信貴山線ができたといったようなところでございます。そういった中で築造された擁壁が違法とかではなくて、道路建築物の道路構造に見合った擁壁であったということで、そして現在、その部分が西小学校の敷地として取り込まれているため、そういった中で宅造基準の擁壁ではないということで、そういったところの敷地の安全性を求められていたということでございます。

以上でございます。

○ 議 長

3点目。総務部長。

○ 総務部長

すみません、答弁が漏れておりました。新しい事業者、3点目の部分でございますが、まだ2回、平群町のほうに来られて、現地を見られたということでございますけれども、ただ、まだちょっと具体的にもそういった話ではなく、今現地を見に来られたただけでございまして、また今後、その方々の動向を注視

していきたいというふうに考えております。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

私もね、この件は非常に何とかしなければならないということで、大阪とかいろいろ会議に出たときにいろいろお願いしたところ、1 者が興味を持たれて来られたんですよね。来られたんですけども、結局、コロナでおじゃんになったと。その方、今、事業を豊中でやっておられるんですけど、思わしくないということを知っております、人づてにね。ある意味よかったなというふうに思うんですけどね。

またですね、建築基準法 7 条の 2 についても、私は民間検査機構の詳しい方にも来ていただいて、べらぼうに費用がかかるんですね。コア抜きとか、そういう強度試験を出さないといけない。だから、それは解決しないと、今、後ほど 2 者から来てるということなんだけどね、これは実現することはまずないんじゃないかなというふうに思うんですよね。その辺はどのように考えているのか。何ぼやっても貸出しとか売却できないじゃないですか、これ。今、部長のお話であれば。失礼ですがね。本当のところ、町としてはどのように考えているのか。その辺のところをもう一度お尋ねしたいんですけどね。

それともう一つね、この 10 年間何もしなかったと。何もしなかったと言うと怒られますけども、売却とか賃貸ができなかった。イベントで駐車場を使っておるということはよく分かるのであれば、それやったらそれで残したらいいじゃないですか。

私はもう一つですね、一つ提案なんだけど、できるかどうか知らんですけども、平群の基幹産業は農業なんですよ。最近、イチゴの方が非常に増えておるわけですね、栽培農家が。そんなところにも、調べたところ 8, 000 平米ぐらいあるですよ。8, 000 平米。そういうことも貸出しすることも農家の方々と協議してですね、検討すべきじゃないかと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず、利活用、今後できないのではないかとということでございますけれども、許可権者が奈良県ということになることを前提といたしまして、また、相手方がどのように利活用したいかという計画案によっては、協議の末、可能性はあるのではないかとというふうに考えておりますけれども、今現在、そういった形

です。

そして、また、10年間何もしない中でということでございますけれども、今現在、西小学校の考え方といたしましては、積極的な投資は行えないかなとは考えておりますけれども、当面は現在の活用の範囲内で、その維持管理等を行っていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

私、菊農家とかバラ農家に貸すことも検討すべきと申し上げたんですけど、それについては、もうしないということですか。そんなことすればですね、町にお金が入ってこないじゃないですか。維持するのに、維持管理するのに金が必要ってわけでしょう、少しでも。駐車場で要るんであれば、その分だけ残してですね、半分を貸すとかですね。そういうことを私、検討すべきじゃないかと思うんですけども、部長、もう一度その辺のことを答弁ください。

○議長

総務部長。

○総務部長

森田議員の御提案もそういったことではありますけれども、先ほども述べさせていただきましたが、今現在、民間事業者が1者来てるということで、まずはそちらのほうの動向対応等を注視してやっていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

私、大阪の会合で建築主事の経験の方がたくさんいらっしゃるの、このことを何度もお話しさせていただいたんですけどね、建物は使うことはまず不可能でしょうと。まず不可能でしょう、そんなことはできるはずないと。許可権者の奈良県がそんなことは許してくれるはずがない。ただし、先ほど言いましたように、一つの方法としては、コア抜きとかそういうものをしてですね、やれば、可能性としてはあるけどもお金がべらぼうにかかるんじゃないかなというふうに言うておりました。1者やるんであればやっていただきたいと思うんですけど、また無駄な金、職員の時間を費やすことになるんじゃないかなと思うんですけどね。

私はね、旧西小学校に限らず、土地開発公社から買い戻した土地、森脇橋の交差点の町有地など、遊休地は全て売却して町財政を健全化すべきじゃないかと思います。遊休地売却については、私は職員の熱量を感じない。熱量を感じない。昨日も馬本議員から新庁舎の話も出ました。その金でも少しでも賄うような熱量を感じない。残念であります。そのことを申し上げまして、この答弁は結構です。次の質問にお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、森田議員御質問の２項目め、クーリングシェルター、暑熱避難施設の設置をについての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本町の公共施設におきましては、６月１日より、総合文化センター、そしてプリズムへぐり、老人福祉センターかしのき荘及び地域包括支援センターがございますふれあい交流センターをクーリングシェルターとして指定及び開設をいたしております。また、あわせて、住民への周知並びに利用の啓発を進めているところでございます。今後、住民へのさらなるＰＲ活動を展開をいたしまして、設置場所への誘導等、立ち寄りやすい、また、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、町内の民間施設、例えばスーパーなどに対しまして、地域や指定公共機関との位置関係、また、受入れ人数に応じた適切な空間が確保できるかなどの確認をする必要がございますけれども、指定について広く呼びかけを行わせていただきまして、同意を得た上で指定できるよう協力を求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁でございます。

○議長

森田議員。

○１１番

私の認識不足で申し訳ございません。６月１日から総合文化センター、プリズム、かしのき荘、交流センターで設置されてるということなんですね。民間施設もこれから頑張ってお願ひするということはよく分かりました。

檀原市はですね、イオンモール檀原をクーリングシェルターとしても、何かそこはウォーキングしてるようですけども、そういうこともありますので、事業者の方にも協力をしていただきたいと思いますと思うんですけどもね。

この種の質問、後ほど関議員からされますので、再質問は関議員にお願いすることにいたしまして、１点だけお尋ねいたします。このクーリングシェルタ

一を必要とされる方は、私は高齢者じゃないかと思うんですね。高齢者が、足がないと言ったら問題かも分かりませんが、そこまで行けないんですよ、高齢者が。今の平群町のコミバスとか介護タクシーを使ってもなかなかそこまでたどり着かないと思うんですけどね。私はそれよりも、自治会の集会場、自治会館をクーリングシェルターとすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

当然のことですが、自治会の協力が不可欠だと思いますが、当然、冷房の電気代は町が負担してやらなければならないと思いますが、こんなことは町長の専決事項で実施できると思いますので、ぜひとも自治会の集会場、自治会館をクーリングシェルターに指定していただきたい。これについては御答弁お願いいたします。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま議員の御提案ということで、自治会の集会所などもクーリングシェルターに指定してはどうかということでの御提案でございます。

現在ですね、我々、まずは公共施設からということで指定を行い、また、民間の事業所にも協力を呼びかけていくということを心がけております。まずは、大きな施設でふらっと立ち寄れる施設、外にお出かけになられているときに暑さを感じられて、非常に体調に影響を及ぼすようなことであれば立ち寄っていただけるような、そういった涼しい空間を提供するということでの指定をまず行っていきたいというふうに考えております。

議員御提案いただいておりますように、身近な自治会の集会所なので、こういった形で涼んでいただけるということが理想ではあるとは思いますが、それには自治会などの協力、また、費用の関係、管理の関係などもございますので、この辺りにつきましては、今後進めていく中で検討課題とさせていただきます、御意見として承っておきたいというふうに思います。

○議長

森田議員。

○11番

検討の余地があるということなんですけどね、できるだけ早くそれを実現できれば、住民の方もお喜びになるんじゃないかなと思うんですね。住民の生活を守らないといけない平群町ですが、本当にお金がないわけですね。今年の夏からクーリングシェルターを設置していただいて、これは逆に言えば、少しお金がかかるわけですね、冷房の追加が要るんであればですよ。だけど、運

営をうまくしていただいて、熱中症で亡くなる人が出ないように、うまく運用をしていただくことをお願いしておきます。この質問はこれで結構です。

次、お願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、続きまして、森田議員御質問の３項目めでございます。町施設の蛍光灯照明器具をＬＥＤ照明に取替をとということでの御質問、お答えをさせていただきますと思います。

まず１点目、町のＬＥＤ化の取組についてということでございますが、私のほうからは自治会の防犯灯のＬＥＤ化について、まず御説明、御答弁を申し上げたいと思います。

議員お述べいただいておりますとおり、自治会の防犯灯につきましては、平成２６年から２８年にかけて県の補助金を活用いたしまして、蛍光灯からＬＥＤへの取替工事を行いました。町管理の防犯灯で９４．５％、自治会管理の防犯灯で現在９９．７％をＬＥＤ化しております。現在、ＬＥＤ化されていない防犯灯につきましては、形状が特殊であるなどの理由によってＬＥＤ化できていないものが残っておる状況でございます。また、自治会管理でＬＥＤ防犯灯を新規設置する場合におきましては、補助を行っておるという状況でございます。

以上、答弁でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、私のほうから町施設のＬＥＤ化についてお答えいたします。

公共施設の脱炭素化の推進方針につきましては、令和５年３月に策定しました平群町公共施設等総合管理計画において、施設の更新や改修に当たっては、ＬＥＤ照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化に取り組んでいくこととしております。

そういった中で、まず、役場本庁舎におきましては、平成２３年度以降ですね、経年劣化による取替えの必要性が生じた照明機器については、順次、今現在、ＬＥＤ照明へ取替えを進めております。また、ほかの公共施設につきましても同様でありまして、故障等による更新の際につきましては、ＬＥＤへの取替えを順次進めているところでございます。

2 点目の国、県等からの補助金制度の有無でございますが、まず、地方公共団体が公共施設の脱炭素化の取組等が推進できるよう、令和4年度から令和7年度まで地方債のほうの制度が拡充されております。従来の地方債メニュー、公共施設等適正管理推進事業債に脱炭素化事業が追加されまして、充当率は90%、そして交付税算入が財政力に合わせてということですが、算入率30%から50%ある地方債となっております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

町施設は、今言うように、施設以外に学校もあると思うんですね。学校の推進状況はどのようになっておるのでしょうか。私もネットで調べますと、民間のLED化については補助金がついているようでありますね。部長から説明がありましたように、起債ができるということはよく分かりました。その辺のこと、教育施設、分かる範囲でどのようになっているのかお答えいただけませんか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、学校施設のほうをお答えいたします。

まず、LED化できてるところにつきましては、平群小学校でございます。中学校につきましては、来年度からの長寿命化の工事の中でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田議員。

○11番

まだ学校施設は、二つの北と南の小学校ができていないようであると。中学校はこれから改修されるので、当然、照明器具が入手できないので、LED化されるというふうに思います。これ、閣議決定されてますので、起債もあるようですけれども、補助金がついてもおかしくない状況だと思いますので、アンテナを張っていただきたい。補助金がつかないか県に確認していただいて、できるだけついた場合はすぐにやっていただくとか、いろいろ考えていただけることがあるんじゃないかなというふうに思います。

私は、先ほど、教育施設のことをLED化できてないところが2校あると。

教育長ね、昨日も他の議員から質問がありましたが、LED化に限らずですね、教育関係の建物の老朽化が非常に激しい。現地、回られたのかこれからお回りいただけるか分かりませんが、建物の補修、改修が遅れがちに見受けます。お金がないことは重々私も承知しておりますが、子どもの教育施設に予算をつけていただきたい。義務教育は学びの基礎でありますので、一番大切な時期でございますので、教育環境整備にお金をかけていただきたい。子どもが元気に明るく、楽しく教育を受ける環境をつくっていただくことをお願いしておきます。この質問はこれで結構です。次、お願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、4項目めの櫛原メガソーラー建設工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本体工事の進捗状況についてでございます。現時点における進捗状況ですが、現場事務所の西側で建設中の2号調整池については、堤防部分の擁壁工事はおおむね完成をしており、現在は山側のコンクリート積みブロックを設置する部分の岩盤掘削が行われております。旧農園天国の位置で施工中の4号調整池については、堤防部分の擁壁工事は完成し、山側のコンクリート積みブロックについては9割程度完成をしております。自営線工事については、5月15日から大字櫛原地内において敷設工事を実施しており、約90メートル程度進捗とのことでございます。

なお、全体の工程に対して12%程度の進捗であり、完成見込みは令和8年3月頃を予定していると聞いております。

次に、2点目の送電線工事について、架線による送電線ルートの関係地主については、地役権設定の覚書締結が完了し、6月から8月にかけて送電線ルートの測量を行い、9月以降に設計を実施するとのことであり、送電線工事は来年早々より着工する予定とのことでございます。

続いて、3点目の住民訴訟についてでございます。5月30日木曜日に民事訴訟の第12回口頭弁論と行政訴訟の第3回口頭弁論が行われたと聞いております。両訴訟については同じ日に行われるようになったとのことでございます。また、6月13日木曜日には、行政訴訟に関して、裁判所が原告住民側と被告奈良県の双方からの技術的な説明を改めて受けられたと聞いております。

なお、次回の口頭弁論は9月頃に行われるだろうと聞いております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

工事のことですけれども、これ、昨年の１０月から着工されたと思うんですけどね、８月に完成されるということは、当初の予定より２か月ぐらい早く完成するということでしょうか。それとですね、いつ頃から売電を開始されるのか、発電所、経産省の許可を受けてですね、いつ頃発電を開始されるのかお尋ねします。

それから、送電線の工事につきましては順調に進んでるというふうに思いますので、何か、現場行きますとですね、櫛原地区は地下の埋設の工事をしているように見受けました。これは答弁は結構ですけど、１点目の質問をお願いいたします。

３点目のことですが、当然、一般的にですね、原告、被告が敗訴しても、当然のことですが、場合によっては最高裁まで争われることになると思います。町内が長期間二分されることを非常に懸念しております。一番の心配事は、工事が中途半端に終わり、事業がストップして放り出されることが一番心配しております。このような事例はたくさん見受けられております。１点目のことについては御答弁いただけませんか。

○ 議 長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

全体的な完成等の予定ですが、ちょっと先ほど答弁の中で完成見込みということで答弁したんですが、答弁書、ちょっと記載ミスがありまして、訂正も含めてさせていただきます。

まず、事業者が述べております経営計画スケジュールの中で、関西電力への自営線の接続、これが２０２６年１１月の見込みと言っております。これが関電への接続ということですので、２０２６年１１月までには全ての工事が完成しているという前提でございます。

次に、実際の売電の開始ですが、売電の開始につきましては２０２７年１月の見込みです。２０２７年の１月ということですので、令和で言うと令和９年ですね。令和９年、２０２７年１月ということです。

売電を開始した以降ですね、状況を見て、今の建設事業を担っております協栄ソーラーステーション合同会社からですね、今度は発電所の運営をする会社に現場施設を引き渡す。この時期が２０２７年３月という予定で動いているということです。

これまで工事の進捗ということで答弁させていただいておりまして、森田議

員お述べのとおり大体進んでいるということです。ただ、事業者としましては、全体のスケジュール、当初考えていたスケジュールよりは、4か月程度遅れていると申しております。ですから、発電所として完全に運営会社が経営し出すのが2027年3月ということで聞いております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。住民の方ですね、反対する会のビラを見た方からですね、町は何かできないのか、大丈夫かということをよく尋ねられることがあります。私は、土地を持ってる人は法律で開発する権利がある。許可権者の奈良県は、法律や技術基準に基づいて許可を下ろさなければならない。そういうことで、町の入る余地は非常に少ないのではないかと住民の方に申し上げております。このことにつきましては、町内の弁護士、私の遠縁の弁護士にも同じような回答が返ってきました。

また、土砂災害についてですね、旧法で調整池がない若葉台、緑ヶ丘は今まで災害が出ていない。新法で許可を受けた調整池がある菊美台などでも今まで災害が出ていない。万が一、メガソーラーで土砂災害で被害が出るということになれば、ほとんどの住宅団地で被害が出るのではないかと住民の方に説明をしております。

先ほど島野参事からですね、運営会社が運営する、3月からですね、ということなんですけども、ぜひともですね、運営会社、平群町につくっていただくように。これ、生駒でもどこでもつくれるわけです、三郷町でも。その辺のことをひとつ、一遍だけ、どのように考えたらいいかお答えいただけませんか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

これまで事業者のほうが言っておりますのは、櫛原の太陽光発電所については、そこに本社を置く会社で運営をしていくというふうにこれまでは言っております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。櫛原に本社を置くということは、何か建物を建てら

れたということで、非常に平群町にお金が入るということで、非常にありがとうございます。

櫛原のメガソーラー発電所工事は、許可権者の奈良県の主導の下、安全に工事を進めていただき、多くの住民の理解を得て、完成の暁には町財政に貢献いただけることをお願いしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

10時ちょうどまで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時47分)

再 開 (午前10時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○3番

それでは、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。議席番号3番、発言番号7番、岩崎真滋でございます。

1項目め、給水タンクについてでございます。

能登半島地震の影響で、懸命な復旧活動においてもなお現在も輪島市では断水が続いている地域があります。そこで、災害、断水に伴う水不足を支援し、安心・安全な水を届けるために給水車の導入を進めている自治体もあります。給水タンクは、断水時などにおける給水活動及び災害応援給水活動に使用します。

給水タンク車は、断水を伴う大規模な災害や漏水事故において、避難所などを拠点として家庭用飲料水の応急給水を行います。加圧式ポンプが搭載されていれば、病院や福祉施設などの高所に設置されている受水槽への応急給水も可能となります。断水を伴う災害や漏水事故のほか、他市町村への応援給水や防災意識の向上を図るため、地域の防災訓練やイベントなどでも活用することができます。今後の給水車の導入や給水タンクの活用について、町のお考えをお聞かせください。

2 項目め、带状疱疹ワクチン接種の助成金についてであります。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスによって皮膚の痛みや発疹などが起こる病気です。带状疱疹を引き起こすウイルスは、水ぼうそうの原因となるウイルスと同じ水痘・带状疱疹ウイルスです。带状疱疹は50歳以上の人に多く発症するため、50歳以上の方は带状疱疹ワクチンの接種対象とされています。接種することで、発症の予防効果や、発症した場合の症状を軽くする効果が期待できます。

初めて感染したときは水ぼうそうとして発症し、治った後もウイルスは体内に残ります。ふだんは免疫によって抑えられているため、症状は現れませんが、加齢や疲れなどで免疫が弱まるとウイルスが再び活動し始め、带状疱疹を発症します。带状疱疹ワクチン接種の助成金について、町のお考えをお聞かせください。

3 項目め、倒木についてでございます。

近年全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいます。国土交通省が自治体を対象に過去5年間の倒木の数などを調べる実態調査を実施されていると報道もありました。対象となるのは、自治体が管理する高さ3メートル以上の街路樹で、2018年4月から2023年3月までの倒木の数と、倒木を未然に防ぐために伐採した本数とのことでした。

樹木にとって道路沿いに植えられていることは、公園など広い土地に植えられるのに比べて、道路の地下には水道やガス管などの設備もあり、地中に根を張り巡らせることができない苛酷な状態にあります。地上では車の排気ガス、背が高くなれば電線に当たり、枝を切らなければなりません。老朽化に加え、苛酷な環境で過ごしてきたため、見た目には問題なさそうでも内部が空洞化するなどして倒木しやすくなっていることも考えられます。本町の調査結果と今後の取組や対策をお聞かせください。

以上3点、答弁よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員の1項目めの給水タンクについての御質問にお答えいたします。

現在、平群町では、容量1立米の給水タンク2台と積載用2トンドンプ1台のみ所有をしております。ただ、奈良県広域水道企業団に統合予定の関係団体全体では、加圧式ポンプ付給水車15台を所有しており、統合後は関係団体が所有している給水車は全て企業団の所有となることから、有事における平群町

を含む地域での応急給水や他市町村に対する応援対応の場合についても、企業団で必要な設備供給が可能になるものと考えております。また、地域の防災訓練やイベント等の様々な活用についても、企業団で対応が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

今後は奈良県広域水道企業団に統合されるということで、災害時の給水活動などはそちらの企業団にお願いするということによろしいのでしょうか。平群町としても、一緒にね、実際に災害が起きたときは連携してされることと考えております。台数も限られています。平群町は給水タンク2台ということと、あと2トン車1台ですので、そんなに、財政規模もあると思いますので、持つことができない中、企業団と一緒に広域で活動できるということは、平群町にとっても利益があるのではないかなというふうに感じております。

住民の皆様に安心安全で、大事な水を配ることができる体制を今後も維持して、企業団との連携もしっかり取組をされていくことを要望いたしまして、この質問はこれで結構でございます。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、岩崎議員2項目めの帯状疱疹ワクチン接種の助成金について、本町の考え方についての御質問でございます。お答えをさせていただきます。

先ほど議員御質問の中でもお述べいただきましたとおり、帯状疱疹は水ぼうそうへの感染後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫力の低下によって発症し、加齢がリスクとなるとされております。50歳代以降で罹患率が高くなり、ピークは70歳代になります。一方、帯状疱疹は人から人へは感染をせず、かかった場合に重篤化するおそれも大きくないと言われております。

そこで、発症の予防や発症した場合の症状を軽減する効果が期待される帯状疱疹ワクチンの接種でございますが、現在、任意接種として実施されておる状況の下、費用の助成についての考え方につきましては持ち合わせしておりません。現在、厚生労働省において、定期接種化に向けての検討が進められているところでございます。その効果についての知見の集積、また、導入年齢に関しての検討がされておる中、定期接種化にはしばらく時間を要するというものと

思われますけれども、今後の国の動向にも注視をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩崎議員。

○3番

人から人への感染もなく、重篤化も大きくないということで、現在、任意接種ということで、ただ、住民さんの健康のことですので、できる限り接種をしていただく、助成もつければ促すことができるのかなというふうに考えております。

厚生労働省の定期接種化に向けた検討ということで、方向としてはいい方向に向かっているのかなというふうに思いますので、これからね、国の動向ということ注視されるということで、その辺、私も注視していきたいなというふうに思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、3項目めの倒木についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の街路樹の倒木調査については、令和5年9月28日付で近畿整備局より、近年の街路樹の倒木に関する状況調査の依頼がありました。調査内容については、近年の台風等の災害による倒木に係る通行止めが発生している状況を踏まえ、樹木のうち街路樹、高木の倒木本数及び危険回避のための伐採本数に関する調査でございます。

本町の調査結果としましては、調査対象期間2018年4月から2023年9月、5年6か月間における倒木本数はございませんでしたが、危険回避のための伐採本数は、クビアカツヤカミキリが原因と思われる枯れ木が4本ございました。今後の取組や対策につきましては、毎年街路樹の剪定業務を発注しており、剪定業務と併せて倒木のおそれや異常のある樹木の確認作業も行っておりますので、引き続き、伐採の必要性があると報告を受けた場合には、地元自治会の了承を得ながら対応してまいりたいと考えています。

また、近隣の方や自治会からの情報提供をはじめ、道路パトロール時においても街路樹の状況を注視し、倒木による危険の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○ 3 番

クビアカツヤカミキリが原因で4本ということで、12月議会かな、去年の。稲月議員からも一般質問あったかと思うんですけども、最新の状況というのは今どういうふうになっているのか教えていただけますか。

○ 議長

事業部長。

○ 事業部長

それでは、最新の状況ということでお答えさせていただきます。

直近の対策としましては、今月の6月3日から14日にかけて、住民生活課、都市建設課で街路樹や竜田川沿いの河川敷、公園、公共施設について再度調査を行っております。その結果としまして、現在で確認している管理樹木、桜、梅になりますけども、全部で1,048本。その全ての樹木に対して薬剤散布を行い、拡散防止対策を実施しております。

そのうちですね、クビアカツヤカミキリの被害木のほうは161本確認をしております。この161本につきましては、今後、本定例会での補正予算を活用し、樹木医等に相談の上、対処方法について判断していただく予定でございます。

以上でございます。

○ 議長

岩崎議員。

○ 3 番

クビアカツヤカミキリの被害木は161本ということで、多いというか、私の印象で多いのかなというふうには感じます。これから台風もあります。竜巻などの突風もあると思います。未然に倒木を防ぐために、引き続き、またパトロールなど取組をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時25分)

○ 議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 8 番、議席番号 5 番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○ 5 番

議席番号 5 番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております大きく 1 点について質問させていただきます。

迷惑駐車のない安全なまちづくりについてであります。

自家用乗用車は、高度経済成長とともに急速に普及が進み、私たちの生活になくてはならない存在であります。昭和 50 年時点での 1 世帯当たりの全国普及台数は 0.475 台で、軽自動車を含む登録台数は約 1,580 万台でしたが、令和 4 年 3 月末時点では世帯当たり 1.032 台で約 6,165 万台が登録されています。47 年で実に約 4 倍の登録台数となりました。

世帯当たりの普及台数の都道府県別ランキングでは、奈良県は 38 位で、1 世帯平均 1.078 台の 65 万 1,151 台が登録されています。普及台数が急速に加速、増加していく中で、課題になっているのが駐車場の確保であります。駐車場を確保できない使用者が路上を車庫の代わりに使う青空駐車が増加し、交通事故が発生する要因の一つに挙げられてきました。

このことから、平成 3 年に保管場所標章の発行を制度化し、警察に保管場所があることを届け出て、車に保管場所標章を貼ることで、警察側が車庫のある車かを判別するために導入されました。その効果もあって、路上駐車の摘発が減少傾向になり、車のナンバーから保管場所を照会できるシステムが警察で構築されたことを受けて、先月の 5 月 17 日、参院本会議で保管場所標章の制度を廃止する改正車庫法が可決、成立しました。車庫証明の交付を受ける制度はこれまでと同様であります。軽自動車の場合も、首都圏や都市部であれば保管場所の届出が必要ですが、奈良県内では軽自動車の保管場所の届出が必要な地域は、奈良市、大和高田市、橿原市、生駒市で、それ以外の市町村は届出が不要な地域で、本町も不要であります。

路上駐車摘発は全国的に減少傾向になったものの、令和 5 年中の奈良県警察安全相談受理件数 4 万 6,761 件のうち 13.5% に当たる 6,310 件が車庫問題や交通事故関係ですので、まだまだ課題は残っていると言えます。

本町の住宅街を巡回すると分かるのですが、昼間の路上駐車は少ない地域でも、夜間になると増加する場所が何か所も存在しています。中でもひどかったのは、通告書に掲載しております写真ですが、狭い道の道路の左右に駐車をし

てしまい、バイクすら通行できない地域もありました。もし火災など緊急事態が発生した場合、迷惑駐車が原因で消火活動が遅れ、救えるはずの命を救えなかったという痛ましい事故が起きることも考えられます。そのようなことを避けるためにも悪質な迷惑駐車をしない、させないまちづくりを推進していく必要があります。そこで３点質問いたします。

一つ目、駐車禁止の取締りは警察の管轄になりますが、行政側は町内の迷惑駐車の状況をどのように把握されているのでしょうか、お尋ねします。

二つ目、町民の方から迷惑駐車の苦情が入った場合、どのような対応をされているのでしょうか、お尋ねします。

三つ目、平群町内の軽自動車は保管場所の届出は不要ですが、常時路上駐車をしても違反にならないとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

以上、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山本議員御質問の迷惑駐車のない安全なまちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず１点目、迷惑駐車の状況把握の方法についてお答えをいたします。

町における状況把握につきましては、住民からの苦情や相談において把握しておる状況でございます。今現在及び過去３年間の件数で申し上げますと、今年５月末現在で１件、５年度、４年度についてもそれぞれ１件ずつ、また、令和３年、２年においては、苦情、相談件数についてはゼロ件でありました。

続きまして、２点目、迷惑駐車の苦情が入った場合の対応についてでございます。

まず、相談者に対して警察へ相談することを案内した上で、職員もその現場を確認をいたしまして、警察への連絡、その後、連携を密にしながら、迷惑駐車がされている周辺の生活環境改善のために、移動を促すビラなどをワイパーに挟み込みをさせていただき、改善されるよう努めております。

続きまして、３点目、保管場所の届出が不要な軽自動車が常時路上駐車しても違反にならないかという法的な見解のお尋ねでございます。

法的には、自動車の保管場所の確保等に関する法律第１１条におきまして、保管場所としての道路の使用の禁止などが規定されており、道路上の同一場所に引き続き１２時間以上、夜間であれば８時間以上駐車することとなるような行為をしてはならないというふうになっております。また、この法律には罰則規定がございますので、違反した場合は、懲役または罰金が科せられるという

ふうに承知をしております。これらは警察の判断により取締りが行われます。取締りが行われれば適用されるというものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本議員。

○5 番

それでは、順次再質問と提案をさせていただきます。

まず一つ目の迷惑駐車の状態把握方法ですが、住民さんからの苦情や相談で把握しているとの御答弁でした。協働のまちづくりを推進していますので、当然、住民さんの御協力を得るのはよいことだと思います。ただ、西和警察署に直接苦情や相談が入り、町にもし苦情がなければ、令和2年、3年のように迷惑駐車は存在しなかったことになります。また、迷惑駐車は夜間や早朝に多く見られますので、町としてその時間帯に確認するのは非常に困難であると思いますので、状況把握ができていえるのかはいささか疑問であります。中には、住民同士のトラブルに巻き込まれることを恐れて、注意したくてもできない住民さん、匿名での相談を受け付けてくれなかった住民さんなど、改善されない迷惑駐車に悩まされている住民さんが実際にいらっしゃいます。

そこで、迷惑駐車の状態把握の方法を、これは提案にしたいんですが、役場職員の皆さんは、日常業務で大変忙しくされております。また、町内パトロールをする時間が制約されてしまうことから、定期的に町内の隅々まで巡回している清掃センターのごみ収集の方々に、日中の迷惑駐車、これは目視でチェックしていただく、そういうことをお願いして情報を収集できないものか、その見解をお伺いいたします。

二つ目の答弁に対する提案ですが、苦情や相談があった特別な場所ですね、特にひどい場所については、簡易型の監視カメラを設置して、夜間や早朝での常習性を確認した上で、証拠を持って移動を促すビラを挟み、場合によっては警察と連携しながら指導を行うべきではないでしょうか。

そして、三つ目では、車庫の届出が不要な軽自動車であっても、迷惑駐車と認められた場合は警察の取締りが適用されるということでした。当然ながら、公共施設である道路を不法に占拠すれば、これは処罰の対象になります。今回の質問の趣旨は、迷惑駐車をしているドライバーに、条件次第では違反になるということ、そして、交通事故を誘発しているのではないかとということ、そして、近隣の住民に迷惑をかけているということを自覚していただくことにあります。この質問の件は、事前に西和警察署の担当係に相談をして、巡回の準備をもう既にお願ひしていますが、まずは私たちの働きで町内の改善を行い、ど

うしても改善されない地域や、また、個人については、西和警察署に通報することになると思います。

改善を行う上では、迷惑駐車は罰則規定がないと誤解されている方も多々おられると思いますので、自治会、大字の回覧や町ホームページ、広報紙等で罰則規定を周知徹底していくことも必要だと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま、3点ほど御提案と再質問ということで、していただいたと思います。順次お答えをさせていただきたいと思います。

それでは、まず1点目、迷惑駐車の状態把握の方法についてということで、ただいま議員より御提案のほうを頂戴をいたしました。清掃センターのごみの収集時に、目視によるチェック、確認、そして、情報提供、情報収集ということでございます。現に、迷惑駐車のみならずですね、こういった収集中に気づいたことなどについて、何らかの支障がある場合においても、情報を清掃センターの職員から得ているといった実情もございます。それを確認した上で、様々な状況に応じた対応ということで行っておるということで、そういった現状もあるということでございますが、今後、ごみ収集時のみならず、職員が日常の業務の中で町内に出かけることもございますので、そういった公務の中、また、公務以外の場でも、職員からの情報提供についても広く求めていきたい。その上で迅速に対応を行うことが有効であるというふうに考えますので、改めて職員にも周知をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目でございます。これについても議員からの御提案でございます。迷惑駐車への対応についてということで、職員が早朝や夜間に出向いて確認することは非常に困難でありますので、御提案いただきましたとおり、監視カメラの設置などによって現状を把握した上で、警察とも連携をさせていただきまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

そして最後、三つ目の御質問でございます。迷惑駐車の前罰規定などの周知ということでございますけれども、罰規定、内容をはじめとしまして、迷惑駐車における周辺住民の方々への生活環境に与える影響、また、並びに緊急時の緊急車両の通行及び救急消防活動の妨げ行為になるということについて、改めて広報などを通じて周知徹底していくこと、これが重要であるというふうに考えております。また、我々のそういった広報、周知徹底だけではなく、自治会、大字などの協力も求めていきながら、様々な方法でそれらについて周知を

してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○ 5 番

迷惑駐車のない安全なまちづくりについて、細かく3点質問いたしましたが、どの質問とも答弁としては前向きに取り組んでいただけるということを理解いたしました。

ちなみに、近隣の生駒市では、違法駐車防止条例、王寺町では放置自転車、これは迷惑駐輪ですが、防止条例などを制定されていますが、どちらも駅前地域だけを指定しています。住宅街での迷惑駐車の問題は、平群町だけではなく、これは県や国全体の課題であるとも思います。今、部長がお答えになっていただきましたように、平群町の問題となっているところは一刻も早く改善に努めていただきたいと思います。そのために町内の改善に当たっては、くれぐれも住民と職員さんの間ですね、トラブルのないように、西和警察署と連携の上、御指導していただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問は終了させていただきます。

○議 長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時39分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号2番、須藤議員の質問を許可いたします。須藤議員。

○ 2 番

議長の指名で質問をさせていただきます。

初めにですね、昨日ちょうど議会が始まるあたりの時間ぐらいまでですね、それなりに強い雨が降っておりまして、線状降水帯等の危険があるのかなというふうな報道もございまして、議会始まる前にですね、一回り見せていただき

ました。懸念をしています仮設の調整池というのがございまして、用語で言うと堰堤という堤防みたいなものがあるんですけど、ここからですね、水が噴き出してる。要は、堤防のような形になってまして、かなり下のほうですね、道路側、フラワーロード側の下のほうから水が噴き出してるという状況がありましてね。この件に関しては、先月から奈良県のほうにも通報いたしまして、現地の立会いもやっていただいて、改善をするんだというふうにおっしゃっていた中身なんですけど、そういう状況だと。下流の樺台あたりまで降りていきますとですね、ほとんどやっぱり昨日の程度の雨でも川があふれる寸前というところまで実はいってましてね。昨年6月の2日、26ミリという記録の1時間当たりの雨の強さがあった。今回20ミリなんですけど、その程度でですね、川がほとんどあふれる状況まで来てしまっているということで、特に私、危惧しております。

それに関して今日は質問をさせていただきますが、項目は1点で、樺台側水路の安全性についてということでお尋ねいたします。

工事は昨年9月に再開をされました。特に災害が心配される樺台側の水路、ちょっと名前がですね、よく分からないんで水路と申し上げますが、安全性について、一向に対策が進まない問題を中心に質問します。

樺台水路はもともと地形のままに形づくられた自然の水路だと思います。規模も極めて小さなもので、女性の方がまたいで渡れる程度のものなんです。本来でしたら、樺台住宅等が造成されたときにですね、何らかの対策が本来されていなかったのかなというのは実はあるんですけど、それは置いとしまして、今回、河川管理者としてですね、町が樺台水路等、町内の一級河川外ですね、その他の町河川という言い方になるんですけど、町が管理をすると。これ、河川法の対象でもないんですけど、住民の安全にとっては非常に身近な問題だということですね、開発に当たっては、業者が町と河川管理者と協議をして、その了解の上で工事をするんだというふうに実はなっております。

今回ですね、特に質問を申し上げたいのは、K-①という業者さんがつけられた地点になるんですけど、樺台から200メートル、300メートルなかったと思いますが、通称皆さんは目玉池とかって呼ばれてるところがございまして。ここのですね、水路を業者さんのほうが、去年のですね、2月、許可を取られる前に改修らしきものをされた。町のほうもそれに対して了解をされたというふうに聞いています。ただし、流下能力は1.2か3程度、1秒間にですね、というふうな能力しかありませんよ。それはその前はですね、たしか0.9とか7とかだったと思います。1.3まで上げられた。これ、数字全て約なんです御了解ください。

この点につきましてはですね、一昨年になるんですが、9月議会で山口議員がですね、その水路について、3年確率の水が流せるのかどうかというのを確認をしたんかということで質問をされてですね、それに対して町のほうは調査をしますということで、12月議会で報告をされています。調査箇所のかんりの地点、ほぼ8割以上だったと思いますが、能力がないんだということが町のほうからも報告をされました。我々の住民団体のほうからの質問に対しても、下流河川に関しては能力が不足しているんだということは町のほうもお認めでございます。

今回、K-①という地点に関しての質問になるんですが、これは櫛原川に関しても全て共通の問題だと思います。県のほうはですね、どう言ってるかというと、開発前を上回らなければ開発者の責任はないというふうにおっしゃってます。具体的な数字で言うとですね、1秒間に4.2トンの水を流すと。これ、前回、私、質問をしましたときにですね、業者さんが工事の期間ですね、最大4.2トン进行すんだという工事計画書があつてですね、この根拠についてということでお聞きしたんですが、私のほうで計算しますと、まさしく今申し上げた開発前のピーク流量がその数字になります。ですから、県のほうはそういう考え方にですね、基づいて、工事期間の放流量についても4.2を認められると。業者さんもそのまま提出したものがですね、許可申請で使われてるということですので、公的な数字になります。

今回、そういうことで、町のほうは1.3で改修するということをお認めになられたと。ところが、県のほうは4.2を流すんだというふうになってましてですね、かなり不一致が私はあるなというふうに感じております。今回ちょっと図をつけさせてもらいましたんで、ちょっと説明があっち行ったりこっち行ったりで申し訳ないんですが、K-①地点というのは目玉池というところの横のですね、池があつて、その周囲を水路が回ってるというところなんです。浅いところですね、深さで言ったら60センチもないような水路で、昨日の雨でもですね、昨年6月の雨でもほぼ満タン。多分、一般的には8割程度で危険水位というふうに言いますんで、ほぼその水位で、2枚目、3枚目になるんですかね、ケース1、ケース2、ケース3という形で数字を列举させてもらったんですが、開発前はざっと4.2だと。それから、開発前の3年確率で言うと2.3ぐらいだと。3年前に対してですね、開発のピークのときにはどうなるかということですね、実は、ケースの4になるんですが、一般的にピーク流量という呼び方になるんですが、通常でしたら2.9ぐらいと。ところが、調整池のほうがあふれると8.2まで上がっちゃうよと、そういう計算になってます。この辺りの数字については、京都大学のですね、名誉教授に計算までチェックを頂いて

確認をしたものです。私が勝手に計算したものではありません。

ということで、ちょっと文書どおり言っていてなくて申し訳ないんですが、問題点としてですね、現在の河川の流下能力は1.3程度と。県は、ただし開発前のピーク流量まで事業者の責任と言っているんで4.2まで流せると。これも逆に言うと、業者のほうには4.2まで流してもいいよというふうになってるんですね。ところが町のほうは1.3で許可をしてるんで、私の理解と申しますか、町のほうは1.3しか想定していない。ただし県は片やで4.2を想定しているということになります。

こういう状況でですね、実は、ポイントになるのはですね、下流河川で洪水が起こるかどうかという問題になります。県のほうは、まさか口からですね、あふれてええんだとは言っていないんですが、数字で言うと完全にあふれるというのは御理解をされてます。町のほうはどうかというと、この辺りですね、私、ちょっと今回ぜひ確認をしたいんですが、もし4.2まで流すという県の考え方に沿ってですね、町もそういう御理解であれば、下流河川の改修が必要になると。

これはですね、元建設省の河川局長の方が奈良におられましてですね、御相談に伺ったら、当然、その程度の費用を業者が使わないというのは信じられんと。当然、事前にですね、改修をすべきだという考え方だと。この方は、今の改正河川法をつくられた中心人物の方で、非常に当然ながら詳しい方の意見はそういうことですね、あふれるのはやっぱり駄目よということなんです。今回ですと、ですから、1.3で許可をされてるということは4.2県は流すとおっしゃってるわけで、工事計画でも4.2という数字がうたわれてます。それをどうするのかという点ですね、河川改修が必要になるんじゃないかという点をまずお聞きしたいと思います。

2点目ですが、片やで工事がどんどん進行してます。先ほどの森田議員のですね、質問に対してもお答えがありましたが、現場のほうは相当進んでるように見受けられます。ただし中に入れなくて詳しい状況は分かりません。河川ですね、流下能力が足りないという今のこの状況でですね、これから梅雨、台風のシーズンに入っていきます。すぐにですね、河川改修できるかということ、実はそうではないのでね。

もし、これは仮定の話ですが、町のほうが、いや、それやったら河川改修ようかともしておっしゃっていただいたとしても間に合わないんですね、今年の梅雨だとか台風シーズンですね。その際に、住民の方のね、避難、誘導をどうするかという実は問題がございます。特に洪水がですね、例えば岡山の水害のようにですね、人間の背の高さを超えるようなとなったらこれはもう全然話が

違うんですが、椿台水路からですね、水があふれるというのはかなり計算上はつきりしてまして、あふれたときにですね、特に高年齢の方でしたら、20センチ程度の水深でもですね、歩けなくなるというふうに聞いてます。これ、NHKのですね、ニュース番組なんかでもやっておられたと思います。御覧になった方もたくさんおられると思います。

そういうことですのでね、一般的な警報でですね、昨日は注意報だったと思うんですが、注意報の段階でもですね、ひょっとすれば、そういう避難をですね、お勧めしたほうがいい状況が発生するんじゃないかなと思ってます。特に今回の現場というのは山の上です。僅か1キロ程度と言いながら山の上になります。前回の議会でも、六甲の水難のですね、事故の件をお聞きしたんですが、僅か10分ぐらいでですね、あっという間に背の高さまで達して子どもが流されてしまったというふうな事故がありましてね、いわゆるこれが水害の一番恐ろしい、特にピーク流量がぼんと出てしまうというところの恐ろしさになるんですね。

それから言いますとね、今回の椿台の事象で、災害対策、河川の改修等がどうなるかですね、現状で既にそういう状況になってるんだと。先ほどの森田さんの御質問ではですね、今まで起こってないやないかというのはおっしゃっててですね、それ私もよくそういうふうに思うんです。本当そうかなと。ただ、実際に例えば災害に遭われた方のインタビューなんか聞きましてもね、やはり生まれて初めてやと、こんな経験したことないとおっしゃるのが圧倒的やと思うんですね。今回の、この椿台の状況に関してもですね、いざ起こって初めて、まさかと、そんなことではですね、対策になりませんのでね。この点について、私は緊急的にですね、自治会と住民の方の協力を得てですね、安全を確保するための対策が必要ではないかと思います。この点について御見解をお聞きしたいと思います。

3点目は、4号調整池というのが、櫛原のバス停からですね、300メートルほどですか、南に下ったところ、旧農園天国という事業が行われた跡地になるんですが、4号調整池がございます。先ほど御説明がありましたが、コンクリートの全面擁壁が完成して、裏のブロック積みが進んでるというふうに聞きましたが、このエリアからですね、道路、フラワーロードを挟んで、下流に谷があります。結構深い谷で勾配も18%近くあるという危険な谷なんですが、ここにですね、ずっと監視はしてるんですが、こんくらいですね、パイプから水が流れ出てるんですが、止まることがないんですね。結構、雨の降っていないときはきれいな水が実は流れています。私も仕事でその程度の水を流すというのは仕事でやってまして、大体勘があるんですが、大体およそ1日1,0

00トンぐらいのですね、水が流れてるようなんですね。原因をたどると、農園天国の4号池と申し上げたところからもう少し南のところからですね、山のほうから開発地から要は水が出てきて、側溝を通过这个谷に流れ落ちてるんです。

ここからが問題なんです、過去、フラワーロードをつくられたときの雨水排水のですね、ますだとか、U字溝ってU型の溝ですね、こんなのもうほとんど散乱してですね、原型とどめてない。谷は完全にもう崩壊した状態です、幅が四、五メートル程度まで崩れた状態になってる。これに関してはちょっと私、議会でも質問させてもらってるんですが、いまだ全然着手もされていないというふうに見受けます。このまま放置したままですね、台風シーズンを迎えて本当にいいのかと私は思ってます。

前回ですか、ファブリシートみたいなもんです、今の地形に合わせてやるんだというふうな、そういう報告があったんですが、それから以降、工事も全然進んでいません。先ほど言いましたファブリシートみたいなことで現地形に合わせてやってしまうと危険な流速になってしまうんですね。それに対して改善をしてほしいと、そういう計画では困るよという話をしたんですが、その後、どういうふうにですね、検討されて、いつ着手されるのかというのを聞きしたいと思います。取りあえず、ということで質問を終わります。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員御質問の樁台水路の安全性についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の河川の流下能力についてでございます。

50年確率降雨時のピーク流量が流下できるように水路を改修することを河川協議のクリア条件とすることは、事業者には過大な負担を強いることとなるため、考えておりません。あくまでも開発前と比較して、開発後の流出量が増加しないように開発地内で調整をするということが開発許可条件と理解をしております。

次に、2点目の樁台住民の避難計画についてでございます。

平群町では、大変数多くの開発が行われておりますが、開発許可においては、防災上においても所定の規制基準により許可をされており、開発ごとや関連する地域ごとに避難計画を立てるなどということは行っておりません。平群町全体において、平群町地域防災計画に基づき、防災組織体制や救援・救護計画、各種応急対策、災害復旧・復興計画、避難所の設置・運営など詳細に規定をさ

れており、これによって対処することとなっております。

続いて３点目でございます。道路側溝下流水路の改修についてでございます。

当該道路法面排水路の改修については、河川協議において事業者と約束をされており、できるだけ早く工事を実施するよう要請をしているところでございます。なお、１日１，０００トンの湧水が継続して排水されているとのことですが、そのような水量の湧水や工事排水というものについては確認はされておられません。

以上でございます。

○議長

須藤議員。

○２番

再質問するに当たしましてね、取りあえずちょっと確認だけさせていただいてよろしいでしょうか。今、部長のほうの答弁では、開発前のピーク流量を守ればいいんだというお話があったんですが、間違いはございませんでしょうか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

奈良県の開発の基準の中で、基本的には、開発地から出る流出量については、開発前の流量が増えないようにということが条件とされておりまして、開発地内については、それを調整する調整池等の設置をして、その基準を守るということになってると聞いております。

○議長

須藤議員。

○２番

そしたら再質問させていただきます。

ずっとですね、これ質問してる点なんですけど、河川改修ですね、もともと比流量という単位で計算されるんですが、もともと０．０３９か何がしかという数字だったと思います。それをK-12地点という、元山上口駅からちょっと上がった橋のところです、ここは０．０４３だと。だから、K-①についても０．０４３に合わすんだということで改修をされてます。これは河川の協議の町ですね、御担当もお名前が入った書類で、県のほうから情報公開でですね、出されたものにそういうふうに記述されてるんですね。計算すると、流量等があるんで、おおよそその数字になるんですが、１．３ぐらいだと。そしたら、これ、４．２流れないんで、開発前は４．２というのがピーク流量というふうに業者さんもされてるし、県もそういう説明をしてます。合わないですね、４．

2は流していいんだということになりますね、開発前ですから。ピーク以下ですからね。それについてのお答えが全然ないんですが、それでいいのか。

これがいいとなるとですね、河川改修がなければ川が氾濫を起こすというのが前提になってしまうんです。能登だとかですね、いろんなところの災害の報道があるんですが、実は、例えば20センチぐらい出たから死人も出なかったと、だからまあええかということに実はならないんですね。例えば床下浸水等があったらですね、生活そのものが困難になります。床下の泥を出すだけでもですね、ボランティアの方が何日もかかってですね、やるというふうな状況が生まれるんですね。だから樺台の特に水路に関しては、田んぼ側が高くなってるんですね、実はね、擁壁が。ほとんど樺台側のほうに流れ込む。そのときの高さが、計算、これいろいろあるんですが、最大、もし起こったら、1秒間8トンですから、要は、小学校のプールがですね、1分間にあふれ出てくると、そんな量になるんですね。

開発者に開発地外の責任は問わないと、それは関係ないということは、実は私は理解してます。ただし、開発地からそういう水量が出てしまうと、本当にそういう氾濫が起こってですね、生活そのものが困難になるという状況がね、生まれてしまうんですね。だから、そういうために、住民を守るためにですね、本当にそれでいいのかということでお聞きしてるんです。改修は1.3程度、もし正確な数字があるならおっしゃっていただきたいんですが、そこに4.2のですね、1秒間ですよ、の水を流していいのかという点についてですね、ちょっと明確にこれ答えていただきたいなと思うんですね。1点目ですね。

それから2点目は、個別のですね、対応はしないという内容だと思います。それに関しては、ある意味当然のこと、行政としてですね、1か所だけえこひいき的なことはできへんよというのは私はよく分かります。ただね、もし1点目のようなことで、町の判断が1.3だったけれど県は4.2だと言ってたとなるとですね、これ、やっぱり河川管理者としてのですね、責任があるわけですから、そういう意味でのね、対応が必要ではないかと私は思ってます。

結果もですね、実は重大なもんですから、樺台で1,000名の方が住んでおられます。これ樺台だけでですね、終わればいいですよ。櫛原川だってこれ全然足りないんですね、実際問題、計算しますとね。そういうことで聞いているんですね。単に自然地形がそうだった、例えばミニ開発があって、何か事故があったということを聞いているんじゃないくて、町が1.3程度で了解したと。もしそれがですね、間違いであれば重大な瑕疵があるわけですから、それに関してですね、それなりの対策を取られる必要があるのではないですかというふうにお聞きしてるんですね。

3 点目、これ、指摘させていただいた、本当に 1 年以上前から指摘してるんですよ。実際にファブリシートで改修するというのは許可出される前ですから、令和 2 年ですかね、許可自身が 9 月でしたから、その前の 8 月ですね。その時点で樺台の住民の方なんかには説明されてるんですね、こういう形で補修するんだと。工事というのは、本体工事する前に仮設工事、安全対策を取るというのはもう常識なんですよ。ところがですね、今になってまだそれがね、計画も説明できないと、着手していないと。実際谷を見るとですね、昨日の状況でも非常に濃度の高いですね、濁水が樺台の水路を流れ落ちてます。それを町は問題なしとされるのか、実はこういう指導してるのか、その点について、3 点目お聞きしたいと思います。

○議 長

都市建設課 参事。

○都市建設課 参事

これまでもお答えしているように、4.3 とおっしゃってたピーク流量というのは、工事前と工事後、開発前と開発後、そのピーク流量が増加しないかという検証のための数字です。ということは、今現在、現在といいますか、開発前の森林の状態においても 4.3 立米の水が流れるということです。1.3 程度に改修するというのは、あくまでもその開発地内の流量を見てですね、3 年確率程度の雨で流量的に流下できる水路へ改修するということでありまして。よって、今現在、開発前においてそれだけの流量が流れてくるということは、実際そういうことなんです、それをもってですね、つまり、開発を許可しないとか、あるいはその全ての流量が飲めるような水路に改修を開発側にさせるというようなことにはなかなかならないと。

それと、補足ですが、先ほど申し上げたように、開発地以外の上流あるいは下流に合わせた水路の総流域面積に対して、3 年確率降雨ぐらいのピーク流量まで水路を改修するというようなことについてはですね、町としましても、須藤議員言われたように、用地の確保なんかもありまして、すぐにできるというようなことではないと考えております。ただし、現在ですね、地元水利組合におかれて、過去の大雨時の経験を踏まえて、水路の狭小部の改良拡幅について事業者と協議をされております。町としても地元と協議の上、進めていくつもりでございます。

この地元水利組合と事業者との協議の中で水路改修をされるんですが、先ほど須藤議員言われたような法面の復旧についてもですね、併せて考えていくということで事業者とも協議をしていこうと考えております。また、その後ですね、河川改修、水路改修をしていくわけですが、その後の状況を見てですね、

さらに改良なり拡張なりするべきところがあるということでありましたら、その工事の実施についても検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

2 問目、3 問目は。避難計画って答弁したん。

参事。

○都市建設課参事

避難計画というものについてですが、地形的に見ましても、自然水路ということじゃないんですが、あの水路、樺台の上流側の水路については、長年農業を営まれてる中ですね、用水路として地元の方々が整備されてきた水路、あふれた水が田んぼに落ちるといふふうに思うんですが、あふれてくると思うんですが、水路より田んぼ側のほうが地形的に高いというようなところのほうがむしろ少ない。一部、例えば水路があふれたとして、田んぼ側にあふれることがあろうかと思うんですが、それに対しては、地元で事業者と協議して狭いところを直していくと。住宅側にあふれるというような地形かということ、なかなかそうではないのかなと。もちろん、警報級の雨だとか台風の時期、そういうところについてはですね、樺台だけじゃなくて、平群町全体の問題として、先ほど申し上げた地域防災計画に基づいて、適切に避難所の設営だとか、避難について勧告するだとか、そういう対策を講じますので、樺台だけをとらまえて何か特別な避難計画を立てるといふことについては考えておりません。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2 番

いろいろおっしゃってるんですが、なかなかね、質問にストレートに答えてはいただけないようですが、町は1.3で改修を業者にさせたと。させたといふか、向こうの計画を認められたと。それに基づいてやった。それに基づいて変更許可が下ろされたという流れなんですよ。それに対して、今、部長も参事もおっしゃったように、開発前のピークを上回るかどうかの問題だと言うんだったらね、1秒間4.2立米なんですよ。川は1.3しか流れないとなったらあふれるでしょという話、ごくごく単純な話なんですよ。これ、町長もね、お分かりでしょう。単純な話ですよ、1.3しか流せないところに4.2流すんだと。そうしたらあふれるでしょと言ってるんですよ。

あふれなければね、いいですよ、避難だってする必要ないですよ。だけど、町も合意してですね、50ヘクタールみたいなね、あれだけ大規模なことを開

発許可されてるわけで、もともと椿台水路って、これ、計画に入ってなかったんですよ。2019年の許可では櫛原川だけだったと。私、それ全然いいとは思ってないですよ、おかしいと思ってるけど、だけどその後にね、追加をして、あの小さな水路にね、半分を流すんだと。そんな経過でこの話になってるんですよ。そのときに、町のほうはどう説明したか。改良農地やったんですかね、フラワーロードから下のところですね、そこに用水が要るから、その川に水を流すという説明をされてるんですね。開発前の2021年ですかね、3月ぐらいの全員協議会かなんかの場で説明をされてるんですよ。全くこれね、説明とやってること合っていない。それだけ危険な中身なのに、そういう理由でですね、要は、その水利的なもんでですね、確保したいという地元の要望があったんで、そうしましたということですが、その時点で全然検討されてないんです。私が指摘してるような危険な内容。

もう一つ申し上げますとね、もともと大釜川に入っていたエリア、多分5ヘクタールぐらいあったと思いますが、それが切り替えられて椿台水路に入ってるんです。お分かりですかね、この点は。本来、太陽光施設の場合は、県の手引でも、峰の森林は残しなさい、残地森林として置いときなさい。どういうことかという、水路の切替え、流域変更しちゃ駄目ということなんですよ。それをあえてやられて、大釜川のエリアだったものを椿台のあの小さな水路に実は入ってるんです。そこまでやってですね、安全対策が抜けてると。1.3でやりながら溢水するとは言わん。あふれないと。そんなおかしい話はないでしょう。そこははっきりまずしてもらえませんか、事業部長。あふれるでしょう。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

4.3というのは、あくまでも50年確率等のピーク流量ということで、当然、計算上、先ほど須藤議員が最初に言われたとおり、全流域に占めるその流量からすると、今現状の水路では断面が不足する箇所が、調査した箇所のうち21か所ほど断面が不足するという結果にはなっております。

○議長

須藤議員。

○2番

あえて答えられないみたいだけど、1.3に4.2どんなふうにして流すんですかというごくごく単純な質問をさせてもうてます。それがK-①、その下にK-③、④、⑤と続いています。これね、地形見ていただいたら分かるんですけど、目玉池から峠のところをずっと下りてくるとね、農地的なところを通っ

て、一部コンクリート製のカルバートの的なね、水路になって、その後に暗渠になってるんですよ。暗渠というのはどういうもんかという、木だとか岩だとかいろんなものが転がってきたらね、これ詰まっちゃうんでね、ここで。そういう危険もある箇所なんです。その箇所に関してですね、4.2なんて流れないというようなね、参事おっしゃったように私聞こえてんけど、実際業者はそういう水が流れる可能性があるとして工事計画を出して、それは県はそのまま認めてるんです、開発申請として。

この間も我々に対していろんな回答をされてますが、開発前を上回らないということで、開発前のピーク流量の数字も何回も県から伺ってます。4.2に間違いありません。ということは、業者からすると、それで許可をもらってるんだから、工事中にその水を流してもおとがめなしですよ。ただし町は1.3としか条件をつけられてないんだから、それ以上流しちゃ駄目よと、本来こうあるべきでしょう。川を溢水させちゃ駄目なんやから、1.3以上は流すなど、業者にそういう指導せんとあかんし、県のほうにもですね、それ申入れせんとあかんのちゃいますか。でないと溢水するんだと。あくまで溢水認めない。そんなはずがないとおっしゃるんだったら言うてください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

先ほど来お答えしているとおり、そのピーク流量の4.3というのは、現状の水路の断面では不足するということは、そのとおりです。あくまでもその4.3というのは現状、開発前の森林の状態ですね、流出される水量、ピーク流量ということです。よって、開発をするから4.3立米の水が流れるということではなくて、開発前、森林の状態であってもそれだけの計算上流量があって、あの下流の水路については、その水路の断面では不足するという状況であることはお答えしているとおりです。

以上です。

○議長

須藤議員。

○2番

都市建設課さん、何もおっしゃらないからね、それ以上回答されないから、何回聞いても一緒やと思うんですけど、町長ね、この数字はお分かりやと思います。理屈もお分かりやと思います。現地もよく御存じでしょう。私らよりもね、多分地元の方なんで、よく御存じやと思うんですよ。目玉池あたりの状況もね。それが4.2流すんだというね、県も言ってます。業者もそれで文書を出して

了解を取ってあります。町は1.3しかやってませんと。そのギャップどうするんですか。下流の住民はそれを甘んじて受けなさいと。本当に4.2が降って、大雨が流れて出てきたとき、住民は被災しなさいと。そんなことにはならんでしょう。町長どうですか、そこら辺。おかしいでしょ、こんなもん絶対。住民にそんなことを言いながら、町の安全やとかね、第一にするんだと町長選挙でおっしゃったんですよ。どこが第一なんですか。あふれちゃ駄目でしょう、川が。そこははっきりしてください。町長、答えてください。あふれちゃ駄目だと。そうじゃないですか。

○議長

もうちょっとははっきりと整理して答えてくれるか。今、須藤議員おっしゃってるのは、とにかく1.3しか流せんところに最大4.2雨が流れる可能性がある。でも、町のほうは、もともと流せる量さえ、もともと4.2か3か流れてたんだから、今1.3しか流れなくても、別に開発許可はできるんだから、そんでいいんだと。開発許可としてはそんでいいんだけど、須藤議員の安全性の問題としては町はどう考えるのという、そこでちょっとかみ合っていないと思うんで、そこんところを踏まえて答えてくれるか。

都市建設課参事。

○都市建設課参事

先ほど来言ってるように、開発の許可基準というものと下流域の水路の安全をどう担保するのかという問題。開発許可基準におけるところというのは、奈良県の見解がそうですから、それは変えようがないと思います。下流水路ですね、安全性云々につきましては、先ほど来お答えしているように、過去の大雨のときの経験なんかも踏まえて、長年その水路を用水路として利用されている地元の水利組合と事業者とも協議されて、水路の狭小部、狭い部分、過去から例えば田んぼのほうにあふれていくような場所について、かなり数か所改良していくということで話が進んでおりますし、町としても協議を進めていきたいと思っております。

より安全な水路ということで、そういった改良が済んだ後についてもですね、状況を見ながら、必要なところについては改修していくということも検討していきたいと思っております。単に数字の上で1.3のところを4.3流しているのか、流しているのかということじゃなしに、今現状、開発前についてもそういう状況であるということを踏まえて、その水路の安全を確保することについては今後も検討していきたいというふうに考えております。

○議長

須藤議員。

○ 2 番

まともな回答してくれはらへんで、私ね、これ全部ね、本当ちゃんとこれ計算してるんですよ。開発前がどうやったか。それから、例えばこの間の雨でどうやったかとか。50年の雨降ったときにどうなるかとか、いろいろ計算してるんです。その中で、今現在の状況です、業者は、調整池が仮でもあります、開発地にはね。そこから流す管が要は出てくるというんで、これ実はね、ピークじゃないんです。池に水がたまれば常時水が流れる量なんですよ。それが4.2と言ってるんです、業者は。違い分かりますか。流れるんですよ、常時。水がたまって、例えば100ミリ、200ミリ雨が降ればね、調整池にたまって、仮設であろうが何であろうが。パイプから流れ出てくる水なんです。だから、ある意味一定なんですよ、多少の増減あるけど一定で出てくるんですよ。ピークというのはいつきぼーんと出る水のことなんです。だけど、今回問題にしてるのは、業者は池やら沈砂池やら通った後、オリフィスという放流管で流す量が4.2だと言ってるんです。そんなね、基本的なことをね、分からんとこれやってるんやない。本当1.3と4.2は意味が違うんだとかって一生懸命おっしゃってるけど。業者はちゃんと計算書つけてるんですよ、4.2流すというふうに。うそですか、あれは。

もう1点聞きます。逆に聞きましょう。1.3、何でそれで合意したんですか。根拠は何ですか。そこだけはっきりしましょう。1.3と今おっしゃってる4.2、何か根拠が違うようなことをおっしゃってるけど、1.3か何かその前後の数字で町は河川協議してオーケーしてるわけで、何に基づいて、何の安全が担保されたから許可をされたのか、ここははっきり説明してください。

○ 議長

都市建設課参事。

○ 都市建設課参事

開発地、50ヘクタール弱ほどの範囲の中で、そこに降った雨が流出するときにですね、3年確率降雨程度の雨で流出される量、これを開発地の責任として、3年確率降雨程度のものを調整しなければいけないということなんですが、その際、調整については調整池でするんですが、開発地内の3年確率降雨のときの雨量に応じた流出量の下流側の水路が飲まないネックポイントについて、その水量が流下できる程度まで改修するという事で、断面を決定していたということです。

○ 議長

須藤議員。

○ 2 番

ちょっと議長に申し上げますけど、私が質問してるのと全然違う答えを言ってるんです。理解できてない、はっきり言うて。業者が4.2立米と言ってる根拠は30年確率の雨です。それに対してどういうふうに出すかとおっしゃってる、そういう書類出てる。今、参事答えたんは3年確率云々って、全然関係ないですよ、それは。こんなんでは質問にならんよ、これ、議長。全然理解されてない。話にならん、こんなんでは。

○議長

ちょっと待ってくださいね。須藤議員からおっしゃってる質問、1.3しか流れないところに業者のほうは4.2流すと言ってるのに対して、町のほうは、許可については4.2であろうが何であろうが、開発前の流量さえ流せばそれでいいということを一貫して答弁してるわけですね。それはそれでいいんです。ただ、それで安全かどうか。4.2業者が流すと言ってるじゃないかと。今のままだったらどうにもならん、あふれると。それに対しては、町のほうは水利組合なんかと話し合いしながら、取りあえず一定改善も検討していくというような答弁なんですね。いや、そこで何ぼ言ってもね、平行線ですから、ですから、町としては、どこまで改修するとか、それは知りませんよ。今までこの間の答弁はそういう内容なんで、そこんどこで何ぼ須藤さんのほうからどうなんだと言ったって、町としては今のままでは、私、横で聞いてて一番思うのは、今のままで安全なのかどうかということに対して町の認識はどうなのかというのはね、それを答えられるのかどうか分からないですけれども、そこらも含めての議論になると思うんで、これ何回やってもね。

ただ、だから、今日は一般質問ですからあれですけど、今の町の答える範囲で一番、須藤議員が言ってる、今のままで安全なのかどうか、1.3しか流れないのに、開発が終わって、できれば調整池から4.2流すと言っていると。今、開発中であつたって、実際4.2これまで流れてたと。だからそれで安全なのかどうか。その辺がね、県が許可した条件とかもあるから、県のほうがどのように言ってるのかも含めてね、答えてもらって、それ以上もう何ぼやったって平行線になりますから、ちょっとね、取りあえずもう1回、最後、須藤さんが一番、じゃあ答えてほしいことを質問。最初の質問はね、そういうことじゃなくって、今のままで、これでいいのかというような質問やったと思うんですが。

要するに、最初に須藤さんから出てるのは、1.3、開発前のピーク流量まで事業者の責任と言ってるけれども4.2まで流せることが条件になってると。この点について、工事の進行、現在工事が進捗してるけども、ピーク前の流量まで流せるようにすることを議題として検討するかと文書で書いてはるんで、それについて検討するかという質問も入ってるんで、そこについて、最初の答

弁では、そういうことには答えてないのよね。あくまでも開発前と比較してというようなことになってるんで、でもさっきから聞いてると4.2とか3とかは町のほうも分かってるわけやね、最大4.2から3まで流れるというの。それで今1.3しか流れない。住民が誰が聞いたって、この差、じゃあどうすんのかと思うところを町としては今どう考えてるのかというのをもう1回答えてもらえますか。もうそれで時間的には。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

ちょっと開発という今の現状と離れて考えると、開発前もピーク流量が4.3程度流れてきている水路だと。開発によって、私、先ほど答えた1.3というのは、開発内の3年確率降雨に対応するような水路にするために1.3の断面まで改修を事業者にしたわけですけども、それと別に、今現状、開発前の水路についてもその断面が不足するという事実はありますので、数値上ですね、じゃあこれで現状、開発前の状況であってもあの水路は断面が不足するという現実があるので、それをもってあの水路を安全だというふうに町が言うわけにはいかないわけです。安全を約束するような話には当然ならない。それは開発と別の話としてもそうだということで、この開発の機にですね、地元も含めて、水路を利用されている農家の方々もですね、いろいろ御意見を言われて、水路を改修していくという話が進みますので、町としてもできるだけ、水路の断面が小さい部分とかの改修については協力もしてですね、やっていくと。その上で、それでもなお、例えば危険な場所があるのであれば、水路の改修についてもですね、検討していくというふうにお答えしたわけです。

よってですね、今のままでいいんだという話でもなくて、また、開発側に現状、開発前の流量をですね、全部流せるだけの非常に大規模な水路改修まで義務づけるというようなことにはならないというお答えをしたつもりです。ということなんですけど、よろしいですか。

○議長

須藤議員。

○2番

時間がないんで、私から申し上げて終わりにします。

住民はね、本当にこれ、説明も受けてないんですよ。こういうことで町がこういう許可をしてるとか、県がこういう指導をしてるだとか、業者がこう言うてるだとか。また、櫛原のね、水利組合には何かいろいろ相談してるようなことをおっしゃるけれど、何で下流住民にですね、それ説明しないのかと私、不

思議でしゃあないです。当然ながら1,000人からおるね、住宅地なんですから、私はここに対してね、町が責任持ってですね、業者も伴ってですね、説明会することを要求したいと思います。

それと、農園天国の下の谷の改修、直ちにね、着手するように、強く業者に指導してください。いつまでほっとくんだと。平群町は町の中ね、あれだけの濁流が流れて平気なのかと笑われますよ、全国から。平群は一体何しとるんやと、こんな濁流をね、家のすぐ裏を流れとると、平気なんかと言われとるんですよ。これもね、すぐに本当に対策取らないと県からも怒られますよ、竜田川管理されてるんやから。濁水ばかり流れてですね、あっという間に川は泥だらけですよ。泥は全部川の底にたまりますからね、そのたびにしゅんせつするんでしょう。それでは駄目でしょう。エリア外だから、なんかね、沢の改修は後回しみたいなことになってるけど、すぐにやらしてですね、濁水が出ないように、協定書にもはっきり書かれてるんですからね、濁水を流すなとなっているわけですから、それについても要望しましてですね、私、質問を終わります。

○議長

それでは、須藤議員の一般質問をこれで終わります。

13時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時48分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号1番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○1 番

皆様こんにちは、お疲れさまでございます。議席番号1番、発言番号10番、関順子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、大きく3項目について質問をさせていただきます。本定例会最後でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1項目めでございます。平群町の熱中症対策について。

御承知のように、熱中症とは、気温や湿度が高い環境下で体温の調節がうまくいかず、めまいやだるさなど様々な症状が起こる状態を言います。暑い環境

に体が適応できず、体温の調整がうまくいかなくなる。汗をたくさんかくことで体内の水分や塩分のバランスが崩れることが原因となります。主な症状は、めまい、だるさ、吐き気、嘔吐などです。熱中症を発症した人がいた場合、その人を涼しい場所に移動し、応急処置を行います。応急処置を行っても症状が改善しない場合は、すぐに医療機関を受診します。熱中症を防ぐためには、こまめに水分や塩分を補給することが重要です。室内ではエアコンや扇風機などの使用を心がけます。気温の高い日には、日中の外出はできるだけ控えることも大切です。

近年では、全国的に熱中症で亡くなる方が多いそうでございます。環境省のデータによりますと、2018年から2022年までの5年間の死者数の年間平均は1,295人に上っており、中でも2022年には、自然災害で亡くなられた方が26人に対し、熱中症で亡くなられた方が1,477人と56倍という驚異の数字が出ております。全国で熱中症による緊急搬送者数は、令和4年5月1日から5月21日の間で1,042人でしたが、特に昨年の令和5年は、同期間で倍以上の2,566人に上り、深刻な問題であり、国を挙げた取組が不可欠となりました。

そこで政府は、昨年の5月30日に、熱中症対策について、関係府省庁が今後5年間で取り組む実行計画を閣議決定し、2030年までに熱中症による死者数を現状から半減させることが柱と伝えております。具体的には、高齢者や子どもといった熱中症リスクが高い人への対策を重視し、熱中症による死者の8割以上が65歳以上の高齢者で、屋内での死者の約9割はエアコンを使用していなかったり所有していなかったことを踏まえ、高齢者にエアコンの適正利用や過ごしやすい薄着、積極的な水分、塩分の補給などを呼びかけるなど、また、福祉関係団体などに見守りの協力を要請し、教育委員会への注意喚起をするなど。

また、気象庁の最新の3か月予報、6月から8月によりますと、2024年、今年の夏は観測史上1位の暑さになる可能性があるとのこと。昨年2023年の6月から8月の平均気温は平年より1.76度も高く、観測史上1位の暑さでしたが、2024年、本年はそれを上回る暑さになる可能性があると言われています。2023年、東京都心では7月に最高37.7度を記録し、最高気温35度を超える猛暑日を22回、最高気温30度を超える真夏日を90日も観測するなど、過去最高を記録しましたので、今年は本当に気をつけなければなりません。

今年度、政府が4月から9月までの期間に既に実施中であります今夏の熱中症予防強化キャンペーンは、命や健康を守るための普及啓発や情報提供など、

関係府省庁が行う具体的な施策を示し、取組を進めているものであり、本町におかれましても大変重要不可欠であると思われます。そこで4点お尋ねをいたします。

一つ目でございます。熱中症予防強化キャンペーンについては、町民さんへの周知はどのようにされていますでしょうか。

二つ目でございます。午前中、森田議員からも質問がありましたが、昨年5月12日に環境省が気候変動適応法の改正されたことで、今年度より熱中症特別警戒情報アラートの発表期間中に町長が冷房設備を有する等の要件を満たす公共施設や民間施設やショッピングセンターを指定暑熱避難施設、クーリングシェルターとして指定することができるようになったそうでございます。対象は、平群町で言いますと、総合文化センター、プリズムへぐり等と思われます。民間のショッピングセンターも対象となります。本町としてはどう取り組まれますでしょうか。

三つ目、町長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定することについては、どのようにお考えでしょうか。

四つ目、学校、こども園における熱中症対策のためのマニュアルやガイドラインの整備をされておられますが、熱中症特別警戒情報アラートが発令されたときの学校、こども園の対応はどのように対応されるのでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

大きく2項目めでございます。平群町の人口減少への対策についてでございます。

2023年9月1日現在の総務省の日本の人口推計は、総人口1億2,445万4,000人のうち、高齢者人口は3,619万8,000人と、総人口に占める高齢者人口の割合は29.1%となっています。特に来年、2025年には国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上と、団塊の世代全員が後期高齢者となられる2025年問題や、団塊ジュニア世代と言われる方々が16年後の2040年には65歳以上になられ、高齢者が約35%に達すると予測をされており、注目をされています。

公明党は、本年2月から3月にかけて全国の自治体に向け、少子高齢化、人口減少への対応に関するアンケートを実施をいたしました。本町におかれましても御協力を頂きまして、大変ありがとうございました。アンケートの結果は、市町村の3割が自治体としての存続が危うい水準との認識を表明しました。都道府県でも23.9%が存続に危機感を抱いているということが判明をいたしました。

本町におかれましても、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートから見

まして、２０１４年比、本年４月の時点で消滅可能性都市からは脱却したというデータが出ました。今後も人口減少は止まることはなく、油断はできない状況であります。そのような問題への取組のためにも、まち未来推進室が開設をされて２年がたち、今年度はまち未来推進課となり、平群町の期待は大変大きいものと思われます。そこで２点お尋ねをいたします。

一つ目、消滅可能性都市から脱却した要因はどのように分析されていますでしょうか。また、人口減少について現在どのような取組をされていますでしょうか。具体的にお願いをいたします。

二つ目、総合文化センターについてですが、前のバラは町民の皆様から大変喜びのお声を聞かせていただいております。緑のサポーターの皆様をはじめ、バラのお世話に携わってくださった皆様、本当にありがとうございます。あの場所に平群町の特産物や長屋くんなどをモチーフにした顔出しパネルの設置や、道の駅大和路へぐりに設置されているようなバラのアーチのベンチなどを設置して、フォトスポットをつくるなどはどうでしょうか。御提案をいたします。

また、さらなる平群町のＰＲの活性化のためにも、２階にはすばらしいすてきなテラスがございますが、信貴テラス、生駒テラス、矢田テラスでございます。あまり町民さんに周知をされていないようですし、活用されていないように思います。飲食も可能とのことですので、軽食の自販機なども設置をしていただき、町民の皆様の憩いの場となるように、ぜひともテラスの利活用をお考えください。よろしくお願いします。

大きく３項目めでございます。気象防災アドバイザーの活用について。

日頃は防災イベント等の開催や防災の出張出前講座の開催に御尽力を頂きまして、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。少しずつ町民の皆様の防災意識も高まっていることと思います。

さて、気象防災アドバイザーは、自然災害の対応に不可欠な防災と気象の両方の知識に精通した専門人材です。国が育成、確保した上で自治体と契約し、地域の防災対策を支援します。２０１７年度から本格的な運用が始まりました。アドバイザーの主な要件は、気象庁の育成研修をした気象予報士、または気象台のＯＢ、ＯＧです。

公明党は、気象防災アドバイザーの育成と活用を一貫して推進してまいりました。気象予報士だけでなく、豊富な経験を持つ気象台のＯＢ、ＯＧの活用を進めるよう提案したのも公明党であります。

２０２０年１０月の参院本会議で山口那津男代表は、豪雨災害の被災地で聞いた声を踏まえ、各地の災害対応に気象台ＯＢ、ＯＧの経験を生かすべきだと

主張し、同年の１２月に２９人の気象台のＯＢ、ＯＧが初めてアドバイザーに委嘱をされました。２０２２年度は、２９人が３６県市区町で活動を行いました。大雨時などの災害対応への助言をはじめ、行政の防災訓練の講師など、多岐にわたる活動で地域防災力の向上に大きく貢献をしています。

気象庁によりますと、アドバイザーに対する自治体のニーズは年々深まってきており、今年度はより多くの地域での活躍が見込まれます。令和６年４月の時点で２７２名に委嘱中とのことです。奈良県では気象台ＯＢ、ＯＧは５０名くらいいらっしゃるそうです。

一方、地方を中心にアドバイザーの不足が指摘をされており、気象庁は２０２４年度には各都道府県に５人以上の配置を目指し、育成研修などに力を注いでおられます。ちなみに奈良県では今現在、３名とのことです。

アドバイザーの活用の仕方は、各自治体で様々な任用形態があるそうで、例を言いますと、例１、２、３とありまして、例１、会計年度職員として年度単位で雇用をする。例２、年度単位でアドバイザーとして登録し、会議や研修があるとき、災害発生時に必要に応じてその都度招聘をする。例３、職員向けの研修、地域住民向けの講座などイベントがある際に単発で講師等を依頼するなどがございます。そこで２点お尋ねをいたします。

一つ目、今現在、職員の中で防災士は何名いらっしゃいますでしょうか。また、今後は職員の防災士を増やされていくことは大変大事なことでと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目、気象防災アドバイザーは、平群町におかれましても、今後いつ起こるか分からない自然災害において、大変必要な人材ではないかと思いますが、設置についてどのようにお考えでしょうか。

以上、３項目でございます。端的明快な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

では、関議員御質問の１項目め、平群町の熱中症予防対策についてお答えをさせていただきます。私のほうからは、１点目から３点目についての御回答ということでよろしくお願いをいたします。

まず１点目、熱中症予防キャンペーンの住民への周知についての御質問でございます。国が関係府省連携の下、４月から９月に実施するこのキャンペーンでは、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけなどを行うこととしております。

7月には、梅雨明けに特に熱中症のリスクが高まることを国民へ注意喚起することを呼びかけており、本町といたしましても、まず広く住民に対して熱中症の予防知識を普及するために、同月7月の広報にて、運動習慣、食生活や水分摂取などについて具体的に気をつける必要性がある旨を記事にして掲載し、周知する予定でございます。引き続き、時季に応じた呼びかけ、注意喚起を広報やホームページなどを通じて積極的に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、クーリングシェルの指定についての取組の御質問でございます。この御質問につきましては、先ほど森田議員でも同様の御質問がございました。同様の回答になります。繰り返しの御答弁になりますが、御了承のほうよろしくをお願いいたします。

6月1日より本町公共施設において、総合文化センター、プリズムへぐり、老人福祉センターかしのき荘、及び地域包括支援センターがありますふれあい交流センターをクーリングシェルとして指定及び開設をしております。また併せて、住民への周知並びに利用の啓発を進めておるところでございます。今後、住民へのさらなるPR活動を展開いたしまして、設置場所への誘導等、立ち寄りやすい、また、利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、町内の民間施設、例えばスーパーなどに対し、地域や指定公共機関との位置関係、また、受入れ人数に応じた適切な空間が確保できているかなどの確認をする必要がございますけれども、指定について広く呼びかけを行い、同意を得た上で指定できるよう協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目、熱中症対策の普及啓発に取り組む民間団体等の熱中症対策普及団体としての指定に関する考え方でございます。地域に根差した熱中症対策の普及啓発の取組に民間の力を活用することは非常に効果的であるとの認識を持っております。取組の今後さらなる加速化を目指しまして、高齢者福祉事業等を実施する民間団体等へ、例えば高齢者の自宅へ訪問を行うような居宅系の事業所に対して協力を求め、取組を開始していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、4点目の熱中症特別警戒アラートが発令時の学校、こども園の対応についてお答えをさせていただきます。

小中学校及びこども園では、昨年度、暑さ指数が計測できるWBGT計を各学校・園に配布し、小中学校の場合、教職員が必ず体育授業や運動部活動などの前に、その活動の場所に行き、その都度暑さ指数の計測を行い、暑さ指数が厳重警戒に該当する28度を超える日は、児童・生徒に注意喚起をするよう指導しており、こども園においても外遊びの前に同様の措置を行っております。

また、熱中症警戒アラートが発令された際は、外での運動は原則禁止とし、子どもたちを安全な場所、体育館や教室に移動させ、児童・生徒及び園児に対し、室内での安全な行動を心がけるよう注意喚起しております。

また、令和6年4月より新たに導入された熱中症特別警戒アラートについては、各小中学校及び1号認定の園児の対応として、発令時の状況に応じて子どもの安全確保など適切に対応してまいりたいと考えております。2号、3号認定の園児につきましては、安全な場所を確保し、通常の保育としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

明快な前向きな御答弁、大変ありがとうございます。

1点目でございます。広報を通じて住民の皆さんへ呼びかけや注意喚起をしてくださるということですね。運動習慣や食生活、水分摂取、本当に重要なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございます。クーリングシェルターの指定についてでございますが、総合文化センター、プリズムめぐり、老人福祉センターかしのき荘及びふれあい交流センター、地域包括支援センターということですね。早速設置をしていただきまして、本当にありがとうございます。今後はPR活動など、声かけなどをよろしく願いをいたします。民間施設につきましては、スーパーマーケットにこれから同意を求めていただきまして、指定を御協力していただきますように御尽力をお願いを申し上げます。

ちなみに、今日のニュースでもやってましたけど、全国のイオンモール142店舗でもクーリングシェルターへの呼びかけをしているそうでございます。健康被害を防ぐとともに、また、売上げの倍増にもなるというふうなニュースが流れておりました。この2点目でございますが、再質問をさせていただきます。

クーリングシェルターに対しまして、具体的にはこういった環境づくりをお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

3 点目でございます。民間団体は町内にたくさん存在をします。高齢者の自宅へ訪問を行うような居宅系の事業所、訪問ヘルパー、介護事業所などと思います。どうぞ早速協力を求めていただきまして、今日もかなり暑くなつてまいりましたので、取組を始めてくださいませ。どうぞよろしくお願いをいたします。

4 点目でございますが、小中学校やこども園には暑さ指数の測定ができる WBGT 計という強い味方の測定器があるということで、本当に心強いものでございます。小さなお子様や低学年の児童は、遊びに夢中になって水分や塩分の補給を忘れることが多々あります。どうぞ常に声かけをしていただきまして、一人一人の顔や体調を見ていただきながら、体調確認をよろしくお願いをいたします。また、小中学校、こども園ともに、外での運動をされるときにはくれぐれも毎日気をつけていただきまして、注意喚起をお願いをいたします。

過去に記憶に新しいところで、近隣の中学校で 2016 年にハンドボール部の練習中に熱中症で倒れ、尊い命が失われたという悲しい出来事がありました。くれぐれもこのような悲しいことがありませんように、大切な子どもたちの命でございます。熱中症からどうかくれぐれもしっかりと守ってください。部活動中に体育の授業など、児童・生徒は暑さに慣れていないこの時期、暑熱順化が大事というふうに言われております。体調を壊しやすい時期でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

関議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。クーリングシェルトーへの環境づくりということで御質問を頂戴をいたしました。

クーリングシェルトー、先ほど御答弁申し上げましたように、数か所町の公共施設を指定をさせていただいております。まず、指定をしているこの公共施設がどこであるのかということを住民の皆さんに広く知っていただくこと、これがまず一番重要なことであると思います。あわせて、その施設に入りやすい、入っていただきやすい環境づくりというのが次に必要になってくるかと考えておりますので、クーリングシェルトーに指定されている施設であるということが明確化されるように、施設入り口周辺にのぼりを立てたりであったりとか、また、入り口にステッカーを張りつけるなどして、この施設がクーリングシェルトーであるということを明確化するようにしてまいりたいと、外部から見やすい箇所に設置をしていきたいというふうに考えております。

また、入っていただきやすい環境づくりということで、ナッジ理論を活用いたしまして、施設に入りやすくなるような行動を後押しするような仕掛けというものも併せて考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1 番

ステッカーやのぼりを作ってください、また、仕掛けも考えてくださるということで本当にありがとうございます。住民さんが大変喜ばれると思います。

特に高齢者さんというのは体温調節ができなくなったりされて、家でもエアコンをつけない方が多くいらっしゃると思います。今年の特にね、梅雨入りがこの時期になってもまだ始まっておりませんし、太平洋高気圧が北へ張り出しやすくなって、日本では猛暑になる傾向があるということです、一層熱中症に警戒が必要な夏になりそうでございます。

私です、購入したんです。たまたまネットで見えて購入したんですけど、この熱中症予防カードというのがあります。これなんですけれども、部屋にこうやって置いていくだけでですね、現在の温度が、今でしたら28度と出てるんですけど、温度が分かり、そのときの温度によって「注意」、「要注意」、「危険」というふうに書いてありまして、さらに熱中症予防のポイントも何項目か書いてあるんです。こういう優れもののカードがございました。ぜひ独居の高齢者さんにお配りするなど、今後また御検討をお願いいたします。

クーリングシェルターに関しましては、設置をしていただくことで、住民さんに少しでも涼んでいただいて、休息ができ、熱中症予防につながると思います。本当に皆さん喜ばれると思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

1 項目めはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○議長

寺口理事。

○理事

2 項目めの人口減少への対策についての御質問にお答えいたします。

1 点目の消滅可能性都市から脱却した要因についてでございます。本年4月に令和6年地方自治体持続可能性分析レポートを発表した人口戦略会議によりますと、基準年から30年間で20歳から39歳の若年女性人口が50%以上減少する見込みの自治体を消滅可能性都市と定義づけられており、本町は前回の54.2%から46.7%に改善し、消滅可能性都市から除外されました。

脱却した要因につきましては、30代の移動率が改善したことであると分析

しております。住民基本台帳システムにデータのある２０１３年から２０２３年までの３０代の転入出実績におきましては、２０１３年と２０１７年以外の９年間は転入超過となっており、前回基準年であります２０１０年以降に進めてまいりました学童保育の保育時間拡大や、こども医療費助成の対象年齢拡大をはじめとする子育て支援策が一定の評価を得ていること、また、定住促進奨励交付金制度の開設、ミニ開発による住宅ストックなどが３０代の転入超過につながっているのではないかと考えております。

しかし、全国的に少子・高齢化と人口減少が続いており、県内でも令和６年５月の対前年前月比で人口が増えているところは、葛城市のみとなっております。また、奈良県推計人口調査による平群町の生産年齢人口につきましては、１０年前が１万１，１２２人で、令和５年が８，８７６人と２０．７％減少しており、三郷町、斑鳩町と比較して２倍以上の差があります。

出生数につきましても同様で、４月に厚生労働省が発表しました平成３０年から令和４年の本町の合計特殊出生率は１．２２と県内２７番目となっており、令和５年の出生数は６９人でありました。対しまして、三郷町は１２５人、斑鳩町は２０４人と２から３倍の差があります。

消滅可能性都市から脱却したとはいうものの、厳しい状況であることに変わりはなく、一喜一憂すべきことではないと考えております。

続きまして、２点目の人口減少に対する現在の取組についてお答えいたします。昨年度より３９歳以下の新婚世帯を支援する結婚新生活支援制度と東京圏からの移住者を支援する移住支援金制度を創設し、取り組んでおります。また、若年の子育て世帯をターゲットに、奈良県や京都府南部のこども園等に配布されております子育て情報誌や県内で知名度の高いウェブ媒体を利用した情報発信、近鉄主要駅へのポスター、デジタルサイネージ掲出など、シティープロモーションに取り組んでおります。

今年度は、さきに申し上げました事業を検証しながら、新たにＴｉｋＴｏｋ、インフルエンサーを活用した動画配信や、奈良交通のバス車内でのポスター、デジタルサイネージ掲出を予定をしているほか、町の魅力的な取組を積極的にプレスリリースするなど、平群町の知名度向上に力を入れているところです。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、２点目の総合文化センター入り口にフォトスポットの設置、また、テラスの活用についてお答えをさせていただきます。

総合文化センターは、植栽箇所の管理には、令和２年より緑のサポーターとして活動していただくボランティア十数名から始まり、現在は、ありがたいことに２１名の方々に御協力を頂き、また、加えてバラの生産者の方にも御協力を頂いております。

活動内容につきましては、サポーターなどの方々と常に話合いの機会を持ちながら、草引き、樹木の剪定から季節の花の植え替えまで、植栽箇所を適切に管理していただき、総合文化センターの景観づくりに大きく貢献していただいております。

議員御提案のフォトスポットにつきましては、緑のサポーターの方々とも十分協議し、総合文化センターの玄関として一体的な景観形成の中で、その手法につきましては検討してまいりたいと考えております。

また、２階のテラスの利活用ですが、三つテラスがあります。大きさや会議室と一体的にしか利用できないものと多様にあります。とりわけ、自由に誰もが行くことができる矢田テラスはラウンジの隣で、利用者が一息つくエリアとして多くの方に利用されております。しかしながら、テラスで走り回ったり大声を出すと隣接する研究室や１階の図書館にも影響があり、特に静かなところで読書を楽しんでおられる図書館の利用者からは苦情も多々あります。また、軽食の自販機の設置につきましては、業者の方とも協議をしてまいりましたが、採算面で設置には至っておりません。このような現状を踏まえながら、軽食の自販機の設置も含めて、テラスの活用は様々な角度から慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○１ 番

いろいろと調査をしていただき、また、新しい取組もされ、本当にありがとうございます。プロモーション活動も様々な展開をしていただき、感謝申し上げます。

最近では、若い世代を平群に呼び込むための子育てパンフレットの作成、ここにありますけど、すごいすばらしい出来やと思います。とか、「山のぼっけ 平群のええところ」というこのチラシとかですね、また、「ママファーストへぐり」の動画なども作成されて、私自身は、これを手に取られたり視聴された若い方々が平群に住みたいと思わせるようなすばらしい仕上がりになっているのではとの感想を持っております。平群の歌も公募されたそうで、五條の若い女性の方ですかね、が歌ってくださっております。とても歌いやすいすてきな歌が完成

して感激をいたしました。私もいろんなことを町外の方にね、広く拡散していこうと思います。

今年、他町から若い子育て世代のファミリーが平群に転居されてこられた方々の感想を聞かせていただく機会がありました。皆様、住んでみた御感想は、平群は公園がきれい、イベントが多い、スーパーが多いので住みやすいですか、また、高校３年生まで医療費が無料なので助かるなどとか、こういううれしい御意見が多かったです。消滅可能性都市から脱却したとはいうものの、まだまだ厳しい状況であることには間違いはありません。

最近ネットニュースで見たんですけれども、長野県の人口減少に向けた取組の一つとしての紹介がこの間ありまして、県内の若い世代が集まっていたいて、自分たちの住む町の、どこでも人口減少ありますのでね、人口減少についてワークショップを行って、ロールプレイングを行いながら、いろいろな意見を募るというものでした。大変反響がありまして、長野県内にどんどん広がっていかれるというニュースでした。

そこで再質問をさせていただきます。本町におかれましても、人口対策につながるような若い世代の意見を取り入れる機会と場を設置していただいて、その中から出てきた意見を施策に反映してはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

また、フォトスポットのことでございますが、フォトスポットに関しましては、これからも引き続き御検討をよろしくお願いをいたします。また、軽食の自販機に関しては、今までもですね、ずっといろいろ設置を考えていただいて、探して御尽力を頂いていると聞いております。本当にありがとうございます。私の提案ですけれども、カップヌードル一つに絞っていただいて、そういう自販機などを探していただいて設置するのはどうでしょうか。御提案をいたします。

夜の文化センターに行きますとね、２階のラウンジの利用者は中高生が多く見受けられます。御利用もカップヌードルやったらされると思うんです。これからはどうか諦めることなく、再度の軽食自販機設置の御検討を引き続きよろしくお願いをいたします。

再質問をさせていただきます。現在も総合文化センターの２階にテラスとラウンジがあるということを知らない方が多くいらっしゃいます。まだまだ住民さんに周知がされていないように思います。既にクーリングシェルトーに指定にもなっていることですし、飲食も可能ということで住民さんにとっては本当にありがたい憩いの場所になると思います。もっと分かりやすく、大きな案内表示を作られるとか、再度広報に載せられるとか、また、マルシェや時代祭り、

もうすぐマルシェありますけれども、イベントのときに開催される日にはアナウンスをするなどされてはどうでしょうか。お尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長

寺口理事。

○理事

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

若者の意見を取り入れる機会につきましてはとの御質問であります。これにつきましては、まちづくり会議を3回開催しております。メンバーにつきましては、公募住民の方々と大学生、町の若手職員であります。あわせて、中学生の意向アンケートも実施してまいりました。また、職員によるプロジェクトチームを結成し、CM動画やインスタグラムを活用したフォトコンテスト等のシティープロモーションにも取り組んでまいったところでございます。

キリンビール社員が参加する研修から出た意見等を教育施策にも反映させていただいております。内容につきましては、中学3年生を対象に金融リテラシー教育を実施いたしました。こちらの研修には町の新規採用職員が参加しております。あわせて、気軽に町政への御意見を聞くための御意見箱を町内5か所に設置させていただいております。しかし、現状ではあまり御意見を頂戴しておらないのが事実でありまして、住民の皆様からの御意見を公聴するということにつきましては、大変重要であると考えております。したがって、御意見箱の周知を積極的に行い、町民の皆様から広く御意見をお聞かせいただけるよう努めるとともに、施策に反映できる御提案等がございましたら今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

テラスの周知ということで、おっしゃるとおり周知する方向でいいかなと、していこうと思うんですが、ただ、先ほど申し上げましたとおり、図書館や隣の研修室、会議室等の関係もあります。マルシェがやられてるときには図書館も開いてることも多々ありますので、その辺の整合性も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○ 1 番

ありがとうございます。プロジェクトチームのお名前も聞かせていただきました。「Love! Heguri 未来プロジェクト」というそうで、いいお名前、ネーミングだなというふうに思いました。結成されて今後の活動が大変楽しみです。いろいろとね、取り組んでいただいて、本当に若い感覚で様々なアイデアを出していただいて、平群町の人口減少のために御尽力をお願いいたします。

ある女子大生がですね、昨年1年間かけて、見られた方もいらっしゃると思いますが、TikTokを通して卒業制作の一環として、平群町の魅力を発信しておられます。時代祭りや町内の神社仏閣を訪れたりされて、本当に大変うれしいなというふうに思いました。

今やSNSは大変重要な武器だと思います。これからの10年の取組が本当に大事だとつくづく思います。どうかこれからもいろいろと創意工夫をしていただきまして、積極的にあらゆる角度から外部へ発信をしていただきまして、人口減少への対策をどうぞよろしくお願い申し上げます。

あとですね、総合文化センターのことでございますが、総合文化センターの存在はこれからも平群町にとって大変重要であると思えますし、平群の駅前にありますので、電車で乗って来られた方は平群の玄関口として見られると思えます。大変魅力あふれる平群町のPRにもつながると思えます。また、人を呼び込んで、人口減少対策にもつながると思えます。どうかこれからもいろいろな取組をしていただきまして、御尽力を頂きますようよろしくお願い申し上げます。2項目めはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○ 議長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、関議員の3項目めの気象防災アドバイザーの活用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の職員の防災士数についてお答えいたします。町職員の防災士数は1名となっております。防災士は、地域防災の担い手として防災に関する啓発活動や、災害の際には、避難誘導や救助活動、避難所の運営に当たるなど重要な役割であると考えております。そのため、職員へ防災士になるための防災士養成講座を受講し、実践的な防災知識や技能を習得するように、本年度2名分の予算計上を行っております。

次に、2点目の気象防災アドバイザーの設置についてですが、気象防災アドバイザーは、年々激甚化、頻発化、大規模化する気象災害について、災害時に

は避難情報の発令に関する助言を行い、平常時には日々の気象解説や地域住民への普及啓発を行うなど、地域の防災力強化への取組を支援する役割を担っております。

気象防災アドバイザー等の専門家の知見の活用は、防災力を向上させ、実効性が高いものであることから、昨年度には、平群町地域自主防災会連絡協議会の研修の際に、奈良地方気象台の職員を講師として、災害時の備えとして気象情報の活用について御講演を頂いたところでございます。

今後も防災や気象の専門家としての奈良地方気象台との連絡や連携調整を図りながら、防災の向上力を図るとともに、気象防災アドバイザーの設置については調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

　　関議員。

○1 番

大変前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございます。職員の防災士のための予算計上も行っておられるということでございますね。部署名にもですね、総務防災課という、文字どおり防災の2文字が入っております。住民の皆さんが、役場には必ず数名の専門知識や技能を習得した防災士が存在していると思っておられる方が多いです。私も受講しようかなというふうに考えております。

そこで再質問をさせていただきます。今年度、職員の防災士養成講座の受講に予算計上されていますけれども、大体どなたとどなたが受けられるということとは決まっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

また、2点目の気象防災アドバイザーにつきましては、先日の防災イベントでも講演を行っていただいたということ、本当にありがとうございます。今後は任用形態も考えていかれながら、設置についても御検討ください。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　総務部長。

○総務部長

今年度の防災士の職員が受講予定かということなんですけれども、まず、総務防災課の防災危機管理の関係職員等を受講予定としております。

以上でございます。

○議長

　　関議員。

○ 1 番

ありがとうございました。どうぞお忙しい中ですが、1月1日の能登半島地震から、去年、今年と本当にこの資格、すごく人気があると思いますので、早めに申し込んでいただいて、どうぞ頑張って資格を取っていただきたいなというふうに思います。また、今後いつ起こるか分からない災害のために、住民さんを守るためにも、毎年防災士養成講座の受講者を増やしていかれ、平群町の防災力向上のために御尽力を頂きますようによろしくお願いをいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2 時 1 3 分)